

名古屋市公報	令和元年 6月12日 第 6号	
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話〔052〕972-2246 編集兼 名古屋市総務局法制課長 発行人	

目	次	ページ
告	示	
○ 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく拡散防止管理区域及び形質変更時届出管理区域の指定について	(環境・地域環境対策課)	(第88号) 4
○ 令和元年度名古屋市国民健康保険料の所得割額に係る保険料率及び均等割額について	(健福・保険年金課)	(第89号) 6
○ 名古屋市国民健康保険条例附則第 2条第 4号に規定する割合及び同条第 5号に規定する割合について	(健福・保険年金課)	(第90号) 7
○ 名古屋市笹島寮の指定管理者の公募	(健福・保護課)	(第91号) 8
○ 名古屋市児童福祉施設(児童館)の指定管理者の公募	(子青・青少年家庭課)	(第92号) 10
○ 名古屋市老人福祉センター及び名古屋市児童福祉施設の指定管理者の公募	(健福・高齢福祉課、子青・青少年家庭課)	(第93号) 13
○ 名古屋市老人福祉センター(中川福祉会館)、名古屋市老人いこいの家及び名古屋市児童福祉施設(中川児童館)の指定管理者の公募	(健福・高齢福祉課、子青・青少年家庭課)	(第94号) 17
○ 名古屋市老人福祉センターの指定管理者の公募	(健福・高齢福祉課)	(第95号) 20
○ 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形質変更時届出管理区域の指定の解除について	(環境・地域環境対策課)	(第96号) 23
○ 有料公園施設等の供用月日の変更について	(緑土・緑地管理課)	(第97号) 24
○ 車馬を乗り入れできる場所の指定について	(緑土・緑地管理課)	(第98号) 25
○ 兼用工作物管理協定(市道大正町線・米野公園)について	(緑土・道路管理課、緑地管理課)	(第99号) 26
○ 中村公園の指定管理者の公募について	(緑土・緑地維持課)	(第100号) 27
○ 名古屋市土原土地地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出	(住都・市街地整備課)	(第101号) 29
○ 東山公園テニスコートの指定管理者の公募について	(緑土・東山総合公園管理課)	(第102号) 30
○ 市税の電子申告等	(財政・税制課)	(第103号) 32
○ 名古屋市議会定例会の招集について	(総務・総務課)	(第104号) 33

選 挙 管 理 委 員 会 告 示		
○ 各種直接請求等に必要な数について	(第1号)	34
○ 平成31年 4月 7日執行の名古屋市議会議員一般選挙中村区選挙区における選挙及び当選の効力に関する異議の申出について	(第2号)	36
監 査 委 員 告 示		
○ 外部監査人の監査の事務補助について	(第1号)	41
教 育 委 員 会 規 則		
○ 名古屋市教育委員会規則で定める様式の規格等を改める規則	(第2号)	42
監 査 公 表		
○ 令和元年監査公表	(第2号)	47
外 部 監 査 公 表		
○ 令和元年外部監査公表	(第1号)	99
公 告		
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告	(市経・地域商業課)	103
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告	(市経・地域商業課)	105
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告	(市経・地域商業課)	108
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告	(市経・地域商業課)	110
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告	(市経・地域商業課)	112
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告	(市経・地域商業課)	114
○ 土地改良区の役員の就任の公告	(緑土・都市農業課)	116
雑 報		
○ 職員の懲戒処分	(交通・人事課)	117

教育委員会規則のあらまし

○ 名古屋市教育委員会規則で定める様式の規格等を改める規則（第 2号）

1 改正内容

工業標準化法（昭和24年法律第 185号）の一部改正に伴い、規定の整理を行います。

2 施行期日

令和元年 7月 1日から施行します。

名古屋市告示第88号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく拡散防止管理区域及び形質変更時届出管理区域の指定について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条の4第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、汚染の拡散の防止等の措置を講ずることが必要な区域（以下「拡散防止管理区域」という。）を指定します。

また、同条例第58条の8第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時届出管理区域」という。）を指定します。

令和元年 6月 3日

名古屋市長 河 村 た か し

1 拡散防止管理区域について

(1) 指定する区域

名古屋市港区藤前二丁目 104番の一部

(2) 土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素^ひ及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物

(3) 講ずべき汚染の拡散の防止等の措置

地下水の水質の測定

2 形質変更時届出管理区域について

(1) 指定する区域

名古屋市港区藤前二丁目 104番の一部

(2) 土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類

カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒^ひ素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第89号

令和元年度名古屋市国民健康保険料の所得割額に係る保険料率及び均等割額について

名古屋市国民健康保険条例（昭和36年名古屋市条例第 1号）第14条第 4項、第15条、第15条の 2の 3第 4項、第15条の 2の 4、第15条の 4第 3項、第15条の 5、第15条の 6、附則第 7条、附則第 8条、附則第12条、附則第13条、附則第17条及び附則第18条の規定により、令和元年度分国民健康保険料の基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額及び介護納付金賦課額の所得割額に係る保険料率及び均等割額を次のとおり決定しました。

令和元年 6月 3日

名古屋市長 河 村 た か し

1 基礎賦課額

- (1) 所得割額に係る保険料率 0.0785
- (2) 均等割額 42,568円

2 後期高齢者支援金等賦課額

- (1) 所得割額に係る保険料率 0.0237
- (2) 均等割額 12,967円

3 介護納付金賦課額

- (1) 所得割額に係る保険料率 0.0209
- (2) 均等割額 14,599円

名古屋市健康福祉局生活福祉部保険年金課

名古屋市告示第90号

名古屋市国民健康保険条例附則第 2条第 4号に規定する割合及び
同条第 5号に規定する割合について

名古屋市国民健康保険条例（昭和36年名古屋市条例第 1号）附則第 2条第 4
号に規定する割合及び同条第 5号に規定する割合を次のとおり決定しました。

令和元年 6月 3日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 附則第 2条第 4号に規定する割合 0.950
- 2 附則第 2条第 5号に規定する割合 0.980

名古屋市健康福祉局生活福祉部保険年金課

名古屋市告示第91号

名古屋市笹島寮の指定管理者の公募

名古屋市保護施設条例（昭和38年名古屋市条例第72号）第5条第1項の規定により、名古屋市笹島寮の指定管理者を次のとおり募集します。

令和元年 6月 3日

名古屋市長 河 村 た か し

1 施設名及び所在地

(1) 施設名

名古屋市笹島寮

(2) 所在地

名古屋市中村区名駅南二丁目 9番22号

2 業務の範囲

(1) 入所者に係る生活扶助の実施等に関すること。

(2) 退所者への支援に関すること。

(3) 名古屋市笹島寮（以下「笹島寮」という。）の使用料の徴収に関すること。

(4) 笹島寮の維持管理及び修繕に関すること。

(5) その他管理業務に関すること。

3 指定期間

令和 2年 4月 1日から令和 7年 3月31日までの 5年間

4 公募に関する書類の配布場所等

(1) 募集要項等の配布場所及び問合せ先

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課（名古屋市役所本庁舎 1階）

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

電話番号 052-972-2555

ファクシミリ番号 052-972-4148

電子メールアドレス a2551@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp

(2) 配布期間及び時間

令和元年 6月 3日（月）から同年 7月22日（月）までの午前 8時45分から午後 5時30分まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

なお、募集要項等は名古屋市公式ウェブサイトよりダウンロードすることができます。

アドレス <http://www.city.nagoya.jp/kenkofukushi/page/0000117551.html>

(3) 申請書類の受付

ア 受付期限

令和元年 7月22日（月）午後 5時30分

イ 受付方法

事前に電話連絡の上、4(1)の提出先に直接お持ち下さい。

5 募集内容の詳細等

募集要項によります。

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第92号

名古屋市児童福祉施設（児童館）の指定管理者の公募

名古屋市児童福祉施設条例（昭和34年名古屋市条例第14号）第5条第1項の規定により、名古屋市児童館（名古屋市老人福祉センター（福社会館）との合築施設を除く。以下同じ。）の指定管理者を次のとおり募集します。

令和元年 6月 3日

名古屋市長 河 村 た か し

1 施設名及び所在地

施 設 名	所 在 地
名古屋市千種児童館	名古屋市千種区振甫町 3丁目34番地
名古屋市西児童館	名古屋市西区花の木二丁目10番 7号
名古屋市中村児童館	名古屋市中村区上米野町 3丁目 7番地
名古屋市白金児童館	名古屋市昭和区白金一丁目20番24号
名古屋市南児童館	名古屋市南区東又兵ヱ町 3丁目35番地の 1

2 業務の範囲

(1) 児童館の運営に関する業務

- ア 子ども育成活動
- イ 子育て支援活動
- ウ 地域福祉促進活動
- エ 留守家庭児童健全育成事業

(2) 児童館の管理に関する業務

- ア 施設保守管理
- イ 会計管理
- ウ 安全管理

- エ 情報管理
- オ 苦情処理
- (3) その他の管理業務

3 指定期間

令和 2年 4月 1日から令和 7年 3月31日までの 5年間

4 公募に関する書類の配布場所等

(1) 募集要項等の配布場所及び問合せ先

名古屋市子ども青少年局子ども未来企画部青少年家庭課

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

電話番号 052-972-3257

ファクシミリ番号 052-972-4439

電子メールアドレス a3258@kodomoseishonen.city.nagoya.lg.jp

(2) 配布期間及び時間

令和元年 6月 3日（月）から同年 7月22日（月）の午前 8時45分から午後 5時30分まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

なお、募集要項等は、名古屋市公式ウェブサイトよりダウンロードすることができます。

アドレス <http://www.city.nagoya.jp/shisei/category/50-8-0-0-0-0-0-0-0-0-0.html>

(3) 申請書類の受付

ア 受付期限

令和元年 7月22日（月）午後 5時30分

イ 受付方法

事前に電話連絡の上、4(1)の配布場所へ直接お持ちください。

5 募集内容の詳細等

募集要項によります。

名古屋市子ども青少年局子ども未来企画部青少年家庭課

名古屋市告示第93号

名古屋市老人福祉センター及び名古屋市児童福祉施設の指定管理者の公募

名古屋市老人福祉施設条例（昭和38年名古屋市条例第71号）第10条第1項及び名古屋市児童福祉施設条例（昭和34年名古屋市条例第14号）第5条第1項の規定により、名古屋市老人福祉センター（以下「福祉会館」という。）と名古屋市児童福祉施設（以下「児童館」という。）の建物が併設されている施設（名古屋市中川福祉会館・児童館を除く。）の指定管理者を次のとおり募集します。

令和元年 6月 3日

名古屋市長 河 村 た か し

1 施設名及び所在地

施 設 名	所 在 地
名古屋市高岳福祉会館・児童館	名古屋市東区泉二丁目28番 5号
名古屋市上飯田福祉会館・児童館	名古屋市北区上飯田南町 1丁目45番地の 4
名古屋市前津福祉会館・児童館	名古屋市中区大須四丁目15番15号
名古屋市瑞穂福祉会館・児童館	名古屋市瑞穂区萩山町 1丁目22番地
名古屋市熱田福祉会館・児童館	名古屋市熱田区四番二丁目10番10号
名古屋市港福祉会館・児	名古屋市港区寛政町 7丁目28番地

童館	
名古屋市守山福祉会館・児童館	名古屋市守山区小幡一丁目 3番15号
名古屋市緑福祉会館・児童館	名古屋市緑区相原郷二丁目 701番地
名古屋市名東福祉会館・児童館	名古屋市名東区亀の井二丁目 201番地
名古屋市天白福祉会館・児童館	名古屋市天白区池場五丁目1801番地

2 業務の範囲

(1) 福祉会館の運営に関する業務

- ア 利用の許可に関する事務
- イ 生活相談及び健康相談の実施
- ウ 教養の向上及びレクリエーション等に関する事業の実施
- エ 機能回復訓練の実施
- オ 入浴事業の実施
- カ 電話相談事業の実施
- キ その他高齢者の福祉に関する事業の実施

(2) 福祉会館において指定管理者が実施するものとして別途名古屋市と委託契約を締結して行う業務

(3) 児童館の運営に関する業務

- ア 子ども育成活動
- イ 子育て支援活動
- ウ 地域福祉促進活動
- エ 留守家庭児童健全育成事業

(4) 福祉会館及び児童館の管理に関する業務

- ア 施設保守管理
- イ 会計管理
- ウ 安全管理

- エ 情報管理
- オ 苦情処理
- (5) その他の管理業務

3 指定期間

令和 2年 4月 1日から令和 7年 3月31日までの 5年間

4 公募に関する書類の配布場所等

(1) 募集要項等の配布場所及び問合せ先

ア 福社会館

名古屋市健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

電話番号 052-972-2542

ファクシミリ番号 052-955-3367

電子メールアドレス a2541@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp

イ 児童館

名古屋市子ども青少年局子ども未来企画部青少年家庭課

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

電話番号 052-972-3257

ファクシミリ番号 052-972-4439

電子メールアドレス a3258@kodomoseishonen.city.nagoya.lg.jp

(2) 配布期間及び時間

令和元年 6月 3日（月）から同年 7月22日（月）の午前 8時45分から午後 5時30分まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

なお、募集要項等は、名古屋市公式ウェブサイトよりダウンロードすることができます。

アドレス <http://www.city.nagoya.jp/shisei/category/50-8-0-0-0-0-0-0-0-0-0.html>

(3) 申請書類の受付

ア 受付期限

令和元年 7月22日（月）午後 5時30分

イ 受付方法

事前に電話連絡の上、4(1)の配布場所へ直接お持ちください。

5 募集内容の詳細等

募集要項によります。

名古屋市健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課
名古屋市子ども青少年局子ども未来企画部青少年家庭課

名古屋市告示第94号

名古屋市老人福祉センター（中川福祉会館）、名古屋市老人いこいの家及び名古屋市児童福祉施設（中川児童館）の指定管理者の
公募

名古屋市老人福祉施設条例（昭和38年名古屋市条例第71号）第10条第1項、
名古屋市老人いこいの家条例（昭和45年名古屋市条例第12号）第5条第1項及
び名古屋市児童福祉施設条例（昭和34年名古屋市条例第14号）第5条第1項の
規定により、名古屋市老人福祉センター（以下「福祉会館」という。）と名古屋
市児童福祉施設（以下「児童館」という。）の建物が併設されている施設の
うち、名古屋市中川福祉会館・児童館及び名古屋市老人いこいの家（以下「老
人いこいの家」という。）の指定管理者を次のとおり募集します。

令和元年 6月 3日

名古屋市長 河 村 た か し

1 施設名及び所在地

施 設 名	所 在 地
名古屋市中川福祉会館・ 児童館	名古屋市中川区八幡本通 2丁目40番地
名古屋市老人いこいの家	名古屋市中川区下之一色町字宮分19番地

2 業務の範囲

(1) 福祉会館の運営に関する業務

- ア 利用の許可に関する事務
- イ 生活相談及び健康相談の実施
- ウ 教養の向上及びレクリエーション等に関する事業の実施
- エ 機能回復訓練の実施

- オ 入浴事業の実施
- カ 電話相談事業の実施
- キ その他高齢者の福祉に関する事業の実施
- (2) 福社会館において指定管理者が実施するものとして別途名古屋市と委託
契約を締結して行う業務
- (3) 老人いこいの家の運営に関する業務
 - ア 利用の許可に関する事務
 - イ 教養の向上及びレクリエーション等に関する事業の実施
 - ウ その他高齢者の福祉に関する事業の実施
- (4) 児童館の運営に関する業務
 - ア 子ども育成活動
 - イ 子育て支援活動
 - ウ 地域福祉促進活動
 - エ 留守家庭児童健全育成事業
- (5) 福社会館、老人いこいの家及び児童館の管理に関する業務
 - ア 施設保守管理
 - イ 会計管理
 - ウ 安全管理
 - エ 情報管理
 - オ 苦情処理
- (6) その他の管理業務

3 指定期間

令和 2年 4月 1日から令和 7年 3月31日までの 5年間

4 公募に関する書類の配布場所等

- (1) 募集要項等の配布場所及び問合せ先
 - ア 福社会館及び老人いこいの家
名古屋市健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課
〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

電話番号 052-972-2542
ファクシミリ番号 052-955-3367
電子メールアドレス a2541@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp

イ 児童館

名古屋市子ども青少年局子ども未来企画部青少年家庭課
〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号
電話番号 052-972-3257
ファクシミリ番号 052-972-4439
電子メールアドレス a3258@kodomoseishonen.city.nagoya.lg.jp

(2) 配布期間及び時間

令和元年 6月 3日（月）から同年 7月22日（月）の午前 8時45分から午後 5時30分まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

なお、募集要項等は、名古屋市公式ウェブサイトよりダウンロードすることができます。

アドレス <http://www.city.nagoya.jp/shisei/category/50-8-0-0-0-0-0-0-0-0-0.html>

(3) 申請書類の受付

ア 受付期限

令和元年 7月22日（月）午後 5時30分

イ 受付方法

事前に電話連絡の上、4(1)の配布場所へ直接お持ちください。

5 募集内容の詳細等

募集要項によります。

名古屋市健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課
名古屋市子ども青少年局子ども未来企画部青少年家庭課

名古屋市告示第95号

名古屋市老人福祉センターの指定管理者の公募

名古屋市老人福祉施設条例（昭和38年名古屋市条例第71号）第10条第1項の規定により、名古屋市老人福祉センター（名古屋市児童福祉施設条例（昭和34年名古屋市条例第14号）に規定する児童館との併設施設を除く。以下「福祉会館」という。）の指定管理者を次のとおり募集します。

令和元年 6月 3日

名古屋市長 河 村 た か し

1 施設名及び所在地

施 設 名	所 在 地
名古屋市都福祉会館	名古屋市千種区豊年町15番 9号
名古屋市天神山福祉会館	名古屋市西区花の木三丁目18番12号
名古屋市名楽福祉会館	名古屋市中村区名楽町 4丁目 7番地の18
名古屋市八事福祉会館	名古屋市昭和区八事本町 100番地の14
名古屋市笠寺福祉会館	名古屋市南区白雲町57番地

2 業務の範囲

(1) 福祉会館の運営に関する業務

- ア 利用の許可に関する事務
- イ 生活相談及び健康相談の実施
- ウ 教養の向上及びレクリエーション等に関する事業の実施
- エ 機能回復訓練の実施
- オ 入浴事業の実施
- カ 電話相談事業の実施
- キ その他高齢者の福祉に関する事業の実施

(2) 福社会館の管理に関する業務

- ア 施設保守管理
- イ 会計管理
- ウ 安全管理
- エ 情報管理
- オ 苦情処理

(3) その他の管理業務

(4) 指定管理者が実施するものとして別途名古屋市と委託契約を締結して行う業務

3 指定期間

令和 2年 4月 1日から令和 7年 3月31日までの 5年間

4 公募に関する書類の配布場所等

(1) 募集要項等の配布場所及び問合せ先

名古屋市健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

電話番号 052-972-2542

ファクシミリ番号 052-955-3367

電子メールアドレス a2541@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp

(2) 配布期間及び時間

令和元年 6月 3日（月）から同年 7月22日（月）の午前 8時45分から午後 5時30分まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

なお、募集要項等は、名古屋市公式ウェブサイトよりダウンロードすることができます。

アドレス <http://www.city.nagoya.jp/shisei/category/50-8-0-0-0-0-0-0-0-0-0.html>

(3) 申請書類の受付

- ア 受付期限

令和元年 7月22日（月）午後 5時30分

イ 受付方法

事前に電話連絡の上、4(1)の配布場所へ直接お持ちください。

5 募集内容の詳細等

募集要項によります。

名古屋市健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課

名古屋市告示第96号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形
質変更時届出管理区域の指定の解除について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条の 8第 2項の規定に基づき、令和元年名古屋市告示第28号により指定した形質変更時届出管理区域の一部を解除します。

令和元年 6月 4日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 指定を解除する区域
名古屋市中川区西日置一丁目 801番の一部
- 2 指定する事由がなくなった特定有害物質の種類
鉛及びその化合物（土壌含有量基準）
- 3 当該形質変更時届出管理区域において講じられた汚染の除去等の措置
土壌汚染の除去（基準不適合土壌の掘削による除去）

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第97号

有料公園施設等の供用月日の変更について

名古屋市都市公園条例第18条の4第2項（昭和34年名古屋市条例第15号）の規定により、次のとおり有料公園施設等の供用月日を変更しますので、名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）第6条第3項の規定により告示します。

令和元年 6月 4日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 有料公園施設等の名称
荒子川公園ガーデンプラザ

- 2 変更内容

令和元年 6月10日（月）を供用する日に変更します。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第98号

車馬を乗り入れできる場所の指定について

名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）第4条第1項第11号に規定する車馬を乗り入れできる場所について、次のとおり臨時に指定します。

令和元年 6月 4日

名古屋市長 河 村 た か し

1 場所

名城公園

都市計画道路 3・2・42大津町線から入り、二の丸東門を経て、愛知県体育館北側を通り、二の丸西門に至る園路

2 期間

令和元年 7月 7日（日）から同月21日（日）まで

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第99号

兼用工作物管理協定（市道大正町線・米野公園）について

道路法（昭和27年法律第 180号）第20条第 1項及び第55条第 1項並びに都市公園法（昭和31年法律第79号）第 5条の10第 1項及び第12条の 6の規定に基づき、道路管理者名古屋市と公園管理者名古屋市との間において兼用工作物管理の協議が成立したので、道路法第20条第 6項及び都市公園法第 5条の10第 2項の規定により次のとおり公示する。

令和元年 6月 4日

名古屋市長 河 村 た か し

1 協定の名称

兼用工作物管理協定（市道大正町線・米野公園）

2 協定の内容

市道大正町線と米野公園とが相互に効用を兼ねる施設の管理の方法及び費用負担等について

3 協定の効力発生日

令和元年 5月 1日

名古屋市緑政土木局路政部道路管理課
緑地部緑地管理課

名古屋市告示第 100 号

中村公園の指定管理者の公募について

名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）第18条の3第1項の規定により、中村公園の指定管理者を次のとおり募集します。

令和元年6月6日

名古屋市長 河 村 た か し

1 施設名及び所在地

(1) 施設名

中村公園

(2) 所在地

名古屋市中村区東宿町1丁目、中村町字木下屋敷、字高畑、字茶ノ木、
字待屋及び字河原

2 指定管理者が行う業務の範囲

中村公園の管理運営に関する業務のうち、募集要項等に定めるもの。

3 指定期間

令和2年4月1日から令和6年3月31日までの4年間

4 公募に関する書類の配布場所等

(1) 募集要項等の配布

募集要項等は、名古屋市公式ウェブサイトにて公開していますので、ダウンロードしてご覧ください。

ダウンロードページアドレス

<http://www.city.nagoya.jp/ryokuseidoboku/page/0000117477.html>

(2) 配布期間

令和元年 6 月 6 日（木）午前10時から同年 7 月19日（金）午後 5 時まで

(3) 応募書類等の受付期間

ア 参加表明書

令和元年 6 月 6 日（木）から同年 7 月 3 日（水）の午前 9 時から午後 5 時まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3 年名古屋市条例第36号）第 2 条第 1 項に規定する本市の休日（以下「名古屋市の休日」という。）は除きます。

イ 指定管理者指定申請書

令和元年 7 月 1 日（月）から同年 7 月19日（金）の午前 9 時から午後 5 時まで。ただし、名古屋市の休日は除きます。

(4) 受付方法

ア 持参する場合

6 の問合せ先へ直接お持ちください。

イ 郵送の場合

6 の問合せ先の住所まで送付してください。（締切日必着）

5 募集内容の詳細等

募集要項等によります。

6 問合せ先

名古屋市緑政土木局緑地部緑地維持課

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

電話番号 052-972-2492

電子メールアドレス

web_ryokuchiijika@ryokuseidoboku.city.nagoya.lg.jp

名古屋市緑政土木局緑地部緑地維持課

名古屋市告示第 101号

名古屋市土原土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出

土地区画整理法（昭和29年法律第 119号）第29条第 1項の規定により、名古屋市土原土地区画整理組合から次のとおり理事の氏名及び住所の届出がありました。

令和元年 6月 6日

名古屋市長 河 村 た か し

氏 名	住 所
稲 熊 昭 則	名古屋市天白区島田四丁目1902番地
稲 熊 文 寛	名古屋市天白区久方二丁目11番地
大 矢 裕 三	名古屋市天白区鴻の巣二丁目 309番地
岡 島 晋 一	愛知県碧南市鶴見町 4丁目11番地
高 田 晴 夫	名古屋市昭和区東畑町 2丁目18番地の 3
武儀山 勝 彦	名古屋市緑区滝ノ水二丁目1820番地
渡 邊 正 志	名古屋市天白区境根町76番地

名古屋市住宅都市局都市整備部市街地整備課

名古屋市告示第 102 号

東山公園テニスコートの指定管理者の公募について

名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）第18条の3第1項の規定により、東山公園テニスコートの指定管理者を次のとおり募集します。

令和元年 6 月 6 日

名古屋市長 河 村 た か し

1 施設名及び所在地

(1) 施設名

東山公園テニスコート

(2) 所在地

名古屋市天白区天白町大字八事字裏山60番地の19

2 指定管理者が行う業務の範囲

東山公園テニスコートの管理運営に関する業務のうち、募集要項等に定めるもの。

3 指定期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月31日までの 4 年間

4 公募に関する書類の配布場所等

(1) 募集要項等の配布

募集要項等は、名古屋市公式ウェブサイトにて公開していますので、ダウンロードしてご覧ください。

ダウンロードページアドレス

<http://www.city.nagoya.jp/ryokuseidoboku/page/0000117538.html>

(2) 配布期間

令和元年 6 月 6 日（木）午前10時から同年 7 月19日（金）午後 5 時まで

(3) 応募書類等の受付期間

ア 参加表明書

令和元年 6 月 6 日（木）から同年 7 月 3 日（水）の午前 9 時から午後 5 時まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3 年名古屋市条例第36号）第 2 条第 1 項に規定する本市の休日（以下「名古屋市の休日」という。）は除きます。

イ 指定管理者指定申請書

令和元年 7 月 1 日（月）から同年 7 月19日（金）の午前 9 時から午後 5 時まで。ただし、名古屋市の休日は除きます。

(4) 受付方法

ア 持参する場合

6 の問合せ先へ直接お持ちください。

イ 郵送の場合

6 の問合せ先の住所まで送付してください。（締切日必着）

5 募集内容の詳細等

募集要項等によります。

6 問合せ先

名古屋市緑政土木局東山総合公園管理課

〒464-0804 名古屋市千種区東山元町 3 丁目70番

電話番号 052-782-2111

電子メールアドレス

higashiyama@ryokuseidoboku.city.nagoya.lg.jp

名古屋市緑政土木局東山総合公園管理課

名古屋市告示第103号

市税の電子申告等

名古屋市市税条例施行細則（昭和31年名古屋市規則第39号）第3条の3第1項の規定により、市長が定める申告等及び市長の指定する者を次のように定め、市税の電子申告等（平成27年名古屋市告示第364号）は、令和元年6月6日限り廃止する。

令和元年6月7日

名古屋市長 河 村 た か し

1 名古屋市市税条例施行細則（以下「規則」という。）第3条の3第1項に規定する市長が定めるものは、次に定めるものとする。

(1) 個人の市民税の申告等

地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第321条の5第3項に規定する届出書の提出

(2) 法人の市民税の申告

法第321条の13第1項に規定する申告書の提出

(3) 税務代理における書面の提出等

ア 税理士法（昭和26年法律第237号）第30条に規定する税務代理の権限を有することを証する書面の提出

イ 税理士法第33条の2第1項及び第2項に規定する書面の添付

2 規則第3条の3第1項に規定する市長の指定する者は、次に掲げるものとする。

所在地 東京都千代田区永田町一丁目11番32号

名 称 地方税共同機構

名古屋市財政局税務部税制課

名古屋市告示第104号

名古屋市議会定例会の招集について

令和元年6月14日午前11時に、名古屋市議会定例会を招集します。

令和元年6月7日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市総務局総務課

名古屋市選挙管理委員会告示第1号

各種直接請求等に必要な数について

地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定による各種の直接請求、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定による委員の解職請求並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）の規定による合併協議会設置の請求をするのに必要な数は次のとおりである。

令和元年6月6日

名古屋市選挙管理委員会委員長 竹 腰 公 夫

- 1 地方自治法第74条第1項（条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求）、同法第75条第1項（市の事務並びに市長及び教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、農業委員会その他法令又は条例に基づく委員会又は委員の権限に属する事務の執行に関する監査の請求）及び市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項及び同法第5条第1項（合併協議会設置の請求）に規定する数

37,555 人

- 2 地方自治法第76条第1項（市の議会の解散の請求）、同法第81条第1項（市長の解職の請求）及び同法第86条第1項（副市長、選挙管理委員又は監査委員の解職の請求）並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項（市の教育委員会の教育長又は委員の解職の請求）に規定する数

334,718 人

- 3 地方自治法第80条第1項（市の議会の議員の解職の請求）及び同法第86条

第1項（区の選挙管理委員の解職の請求）に規定する数

区名	規定する数	区名	規定する数
千種区	43,377 人	熱田区	18,164 人
東区	21,525 人	中川区	60,375 人
北区	45,539 人	港区	38,959 人
西区	40,756 人	南区	37,904 人
中村区	37,608 人	守山区	47,003 人
中区	23,209 人	緑区	66,290 人
昭和区	28,272 人	名東区	43,672 人
瑞穂区	29,780 人	天白区	43,485 人

4 市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び同法第5条第15項に規定する数

312,957 人

名古屋市選挙管理委員会事務局

名古屋市選挙管理委員会告示第2号

平成31年4月7日執行の名古屋市議会議員一般選挙中村区選挙区における選挙及び当選の効力に関する異議の申出について、次のとおり決定した。

令和元年6月7日

名古屋市選挙管理委員会委員長 竹 腰 公 夫

決 定 書

異議申出人 名古屋市中村区横井一丁目31番地
黒田 克明

上記異議申出人（以下「申出人」という。）から平成31年4月22日付けで提出された平成31年4月7日執行の名古屋市議会議員一般選挙（中村区選挙区）（以下「本件選挙」という。）に係る選挙及び当選の効力に関する異議の申出（以下「本件異議の申出」という。）について、名古屋市選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり決定する。

主 文

本件異議の申出を棄却する。

本件異議の申出の要旨

当委員会は、本件異議の申出の要旨を次のとおりであると認めた。

- 1 中村区選挙区における有権者数 110,763 人のうち、有効投票数 34,555 人（投票率31.61%）で選ばれた者が中村区の代表とは認められず、本件選挙は無効である。
- 2 当選人中村満氏（以下「本件当選人」という。）においては告示日前に選

挙事務所の看板を掲げており、その当選は無効である。

- 3 次点の候補者佐野勉氏（以下「本件次点候補者」という。）においては河村市長が虚偽を告知、すなわち告示日前に本件次点候補者を市議会議員と吹聴しており、本件当選人の当選無効に伴って繰り上げ当選できない。次々点の候補者藤井博樹氏（以下「本件次々点候補者」という。）においては、告示日前に選挙事務所の看板を掲げており、繰り上げ当選できない。

決 定 の 理 由

1 本件異議の申出に係る経緯

平成31年4月22日、申出人は当委員会に対して本件異議の申出を行った。当委員会において本件異議の申出の形式的要件を審査したところ、一部不適法と認められる点があったことから、申出人に補正を命じた。その後、申出人から令和元年5月22日付けで補正書の提出を受けた当委員会は、この補正の結果、本件異議の申出が形式的要件を備えた適法なものとなったと認め、これを受理し、慎重に審理を行った。

2 当委員会の判断

(1) 本件異議の申出の要旨1について

選挙の効力を争う争訟において選挙が無効とされるのは、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「公選法」という。）第205条第1項の規定により、選挙の規定に違反することがあり、かつ、その規定違反のために選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合に限られている。

同項にいう「選挙の規定に違反すること」とは、「主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反すること、又は直接そのような明文の規定がなくとも、選挙の管理執行の手續上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されることを指称」（昭和61年2月18日最高裁判所判決）するものとされている。このような観点から、申出人の主張について本件選挙を無効とする事由に該当するか否かについて判断する。

申出人は、中村区選挙区における有権者数110,763人のうち34,555人（投票率31.61%）で選ばれた者が中村区の代表とは認められず、本件選

挙は無効である旨を主張するが、その主張において、当委員会の本件選挙の管理執行に関し、明文の規定違反又は選挙の自由公正の原則が著しく阻害される管理執行があった事実は明らかにされていない。

よって、本件異議の申出の要旨 1 における申出人の主張には理由がない。

(2) 本件異議の申出の要旨 2 について

ア 当選の無効に係る主張について

当選の効力を争う争訟においては、選挙そのものは有効に行われたことを前提としつつ、当選無効の原因になりうる事由としては、「当該当選人決定についての違法即ち、当選人を決定した機関の構成や決定手続の違法、各候補者の有効得票数の算定の違法、当選人となり得る資格の有無の認定に関する違法等のみがこれに当たるものと解するのが相当」（平成 4 年12月17日名古屋高等裁判所判決）とされている。

また、公選法第 251 条において、同条に定める選挙犯罪を犯し刑に処せられたときはその当選人の当選を無効とする旨が定められていることから、「当選人の行為の右罰則該当の有無についての認定・判断は、専ら刑事上の訴追とその結果に委ねられているものと解すべきであり、仮に当選人が当該選挙に関して公選法上の罰則に掲げる罪を客観的に犯したとしても、当選人がその犯罪により刑に処せられることのない限り、当該選挙に関して当選人が現実には右罰則該当の行為をしたという事実のみを理由として当該当選人の当選無効訴訟を提起することはできないものというべきである。」（平成 4 年12月17日名古屋高等裁判所判決）とされている。

このように、当選無効の原因になりえる事由は、当選人決定についての違法事由のみに限られ、当選人が現実には公選法上の罰則該当の行為をしたという事実のみでは、当選無効の原因にはなりえないと解される。

このような観点から、申出人の主張について、本件選挙において本件当選人の当選を無効とする事由に該当するか否かについて判断する。

申出人は、本件異議の申出の要旨 2 において、申出人が主張するよう

な選挙運動に関する違反があったことのみを事由として本件当選人の当選無効を主張しているに過ぎず、本件選挙において本件当選人の当選を無効とする事由には該当しない。

よって、本件異議の申出の要旨 2 における申出人の主張には理由がない。

イ 選挙の無効について

公選法第 209 条は、当選の効力に関する異議の申出があった場合においても、その選挙が公選法第 205 条第 1 項の場合に該当するとき、すなわち、選挙の規定に違反することがあり、かつ選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合、選挙管理委員会は、その選挙の全部又は一部の無効を決定しなければならないと規定していることから、本件選挙が無効となるか否かについても、職権により審理した。

選挙の効力を争う争訟において選挙が無効とされる事由については、先に(1)において触れたところである。

このほか、選挙運動に関する規定に違反する行為が公選法第 205 条第 1 項にいう「選挙の規定に違反すること」に該当するか否かについては、「選挙人、候補者、選挙運動者等の選挙の取締りないし罰則規定違反の行為のごときは、これに当たるものではない。(中略) もっとも、かような違法行為でも、そのために選挙地域内の選挙人全般がその自由な判断による投票を妨げられたような特段の事態を生じた場合には、選挙の自由公正が失われたものとして、あるいは選挙を無効としなければならないことも考えられないではない。」(昭和61年 2 月 18 日最高裁判所判決)とされている。

このような観点から、本件異議の申出の要旨 2 における申出人の主張に照らして本件選挙が無効となる事由に該当するか否かについて判断する。

本件異議の申出の要旨 2 における申出人の主張には、前記昭和61年 2 月 18 日最高裁判所判決のいう「そのために選挙地域内の選挙人全般がその自由な判断による投票を妨げられたような特段の事態を生じた」ことを証する証拠類等は挙げられていない。

よって、本件異議の申出の要旨 2 における申出人の主張に照らしても、本件選挙を無効とする事由には該当しない。

(3) 本件異議の申出の要旨 3 について

申出人は、本件異議の申出の要旨 3 において、本件次点候補者及び本件次々点候補者のいずれも繰り上げ当選できない旨を主張する。

しかし、この主張は、申出人が本件異議の申出の要旨 2 で主張する本件当選人の当選の無効を前提としているところ、先に(2)で述べたとおり、本件異議の申出の要旨 2 における申出人の主張には理由がない。

よって、本件異議の申出の要旨 3 における申出人の主張には理由がない。

(4) まとめ

よって、当委員会は、公選法第 216 条第 1 項において準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第 2 項の規定に基づき、主文のとおり決定する。

令和元年 6 月 7 日

名古屋市選挙管理委員会委員長 竹 腰 公 夫

名古屋市監査委員告示第 1号

外部監査人の監査の事務補助について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 252条の32第 2項の規定により、外部監査人伊藤倫文の監査の事務を補助する者の氏名及び住所並びに当該監査の事務を補助する者が外部監査人の監査の事務を補助できる期間を次のとおり告示します。

令和元年 6月 5日

名古屋市監査委員	中 里 高 之
同	橋 本 ひろき
同	黒 川 和 博
同	小 川 令 持

氏 名	住 所	補助できる期間
福 本 剛	名古屋市昭和区滝川町26番地の 4	告示の日から令和 2年 3月31日まで
加 藤 淳 也	愛知県日進市岩崎町芦廻間 112番地1152	
川 瀬 裕 久	名古屋市昭和区元宮町 5丁目52番地の 2	
内 田 健一郎	名古屋市東区主税町 2丁目39番地	
後 藤 聡	名古屋市千種区四谷通 3丁目11番地の 1	

名古屋市監査事務局特別監査室

名古屋市教育委員会規則で定める様式の規格等を改める規則をここに公布する。

令和元年 6 月 7 日

名古屋市教育委員会教育長 鈴 木 誠 二

名古屋市教育委員会規則第 2 号

名古屋市教育委員会規則で定める様式の規格等を改める規則

第 1 条 名古屋市教育委員会規則で定める様式（名古屋市立特別支援学校学則（昭和47年名古屋市教育委員会規則第25号）のうち第 1 号様式及び名古屋市立幼稚園園則（平成14年名古屋市教育委員会規則第 5 号）のうち第 1 号様式を除く。）中「（あて先）」を「（宛先）」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（名古屋市立特別支援学校学則の一部改正）

第 2 条 名古屋市立特別支援学校学則の一部を次のように改正する。

第 1 号様式を次のように改める。

第 1 号様式

					()部受付番号第 号	
入 学 願 年 月 日 (宛先) 名古屋市立 養護学校長 保護者 住所 氏名 電話番号 下記の子どもの 部第 学年に入学させたいのでお願いします。 記						
(ふりがな) 氏 名				性 別		生年 月 日 年 月 日生
住 所						
在学学校(園) 又は出身校 (園)						
就学義務の 猶予又は免除の有無	有 ・ 無	年 月 日から 年 月 日まで 就学義務の (猶予) を (受けている。 (免除) (受けたことがある。))				
訪問教育の 希望の有無	有 ・ 無					

注 1 太線の枠内に必要事項を記入してください。

2 住所の欄は、保護者と子どもの住所が同じである場合には記入する必要はありません。

3 就学義務の猶予又は免除及び訪問教育の希望の有無の欄は、該当するものを○で囲んでください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

第 2 号様式に備考として次のように加える。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 B 4 とする。

(名古屋市立幼稚園園則の一部改正)

第 3 条 名古屋市立幼稚園園則の一部を次のように改正する。

第 1 号様式を次のように改める。

入 園 願		年 月 日	
(宛先) 名古屋市立 幼稚園長			
保護者 住 所 (ふりがな) 氏 名 電話番号			
記			
下記の幼児を入園させたいのでお願いします。			
(ふりがな) 氏 名	性別	生 年 月 日	年 月 日 生
住 所 ※ 1		入園年月日 ※ 2	年 月 日
注 ※ 1 印の欄は、保護者と幼児の住所が同じである場合には記入する必要はありません。 ※ 2 印の欄は、年度途中で入園される場合のみ記入してください。			
きょうだい特例の対象者で、きょうだい特例を希望する場合は「有」、希望しない場合は「無」に○を付けてください。 (きょうだい特例の対象者以外は、記入不要です。)			
区 分	対 象 者	特 例 の 内 容	希望の有無
きょうだい 特 例 1	入園願を提出する時点で、兄弟がすでに 3 歳児または 4 歳児に在籍しており、次年度も引き続き在籍する場合の弟妹	抽選なしで入園できます。	有 無
きょうだい 特 例 2	双子 (三つ子以上も同様) や同年の兄弟姉妹等	志願する幼児の人数分 1 人 1 回ずつ抽選を行い、1 人でも入園決定くじを引けば、志願する幼児全員が入園できます。	有 無

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

(名古屋市博物館条例施行規則の一部改正)

第4条 名古屋市博物館条例施行規則（昭和52年名古屋市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表第4中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第3号様式の備考中「縦10センチメートル、横15センチメートル」を「日本産業規格A4」に改める。

(名古屋市見晴台考古資料館条例施行規則の一部改正)

第5条 名古屋市見晴台考古資料館条例施行規則（昭和54年名古屋市教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

別表中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和元年7月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定に基づいて提出されている申請書等は、この規則による改正後の各規則の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定に基づいて交付されている許可書等は、この規則による改正後の各規則の規定に基づいて交付されたものとみなす。
- 4 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定に基づいて作成されている用紙で残量のあるものについては、この規則による改正後の各規則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

令和元年監査公表第 2 号

地方自治法第 199 条第12項の規定に基づき市長等から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

令和元年 6 月 5 日

名古屋市監査委員	中 里 高 之
同	橋 本 ひろき
同	黒 川 和 博
同	小 川 令 持

平成29年監査公表第 5号関係分（平成29年 9 月11日公表）

区役所（東区、瑞穂区、中川区、緑区、名東区及び天白区）

（平成31年 2月28日現在の状況）

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
3(1)	歳入歳出外現金の管理について 地方自治法等によると、歳入歳出外現金は、地方公共団体の所有に属しない現金で、法律又は政令の規定により地方公共団体が保管する現金とされており、各区役所では、各区で受領した歳入歳出外現金を科目毎に財務会計システムで管理し、会計規則等に基づいて、受け払いに係る事務を行っている。 また、歳入歳出外現金の現在高の管理については、会計室が、毎年度末と毎年度初めに、事務連絡により現在高の点検を各区に依頼している。 平成28年度末における各区に係る歳入歳出外現金の管理状況について確認したところ、次表のように、過去の受け払いに係る事務について誤りが発見された科目及び現在高の内容を正確に把握していなかった科目が見受けられた。 （表略） 歳入歳出外現金は、本市の所有に属しない現金とはいえ、本市が一時的に預かる現金であり、適正に管理を行う必要がある。 各区にあつては、歳入歳出外現金の受け払いに係る事務処理を適正に行うとともに、現在高の内容を正確に把握されたい。 また、管理にあたって、把握できないものに係る今後の対応策について関係局と協議されたい。 （東区、瑞穂区、中川区、緑区、名東区、天白区）	ご指摘のあった事項については、会計室から示された会計処理に従い、時効の到来などにより還付・徴収等が不可能な金額や内容を把握できない金額については歳入・歳出として処理するとともに、時効の未到来のものにあつては、速やかな徴収・還付に努めるなど適切な管理を行いました。 また、本件については、歳入歳出外現金の現在高の確認を怠っていたことが原因であったことから、今後は受け払いに係る事務処理を適正に行うとともに、関係書類や財務会計システムより出力される関係帳票等を用いて照合を行う方法により点検を確実に実施し、現在高の内容について正確に把握していきます。 （東区、瑞穂区、中川区、緑区、名東区、天白区）	措置済

平成30年監査公表第 2号関係分（平成30年 5月18日公表）

緑政土木局・農業委員会事務局・財政局

（平成31年 2月28日現在の状況）

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
1(1) イ	道路損傷事故による原因者負担金の債権管理について 本市では、道路法の規定に基づき、交通事故等によって、ガードレールや道路照明等の道路施設に損傷を生じた場合（以下「道路損傷事故」という。）は、原則として、加害者から当該行為に係る確認書を徴取したうえで、加害者に対し復旧工事を行うよう命じることとされている。 ただし、道路管理上必要があると認められる場合は、道路管理者が加害者に代わって復旧工事を施行することができるとされており、その場合は、加害者に復旧工事に要した費用（以下「原因者負担金」という。）を負担するよう命じることとされている。 道路損傷事故による原因者負担金に係る債権管理の状況について確認したところ、以下のような事例が見受けられた。 (ア) 加害者に対する督促状の発付や、加害者の所在が不明となった場合の公簿調査等が行われていなかったもの（千種土木事務所） (イ) 加害者に対して原因者負担金を負担するよう命じていなかったもの 加害者から確認書を徴取できていなかったが道路管理上の必要があったため加害者に代わって施行した復旧工事について、実地検査時点において加害者に対して原因者負担金を負担するよう命じていなかった。（名東土木事務所） 千種土木事務所にあつては、加害者に対する督促状の発付や公簿調査を行	(ア) 本件は、督促状の発付や公簿調査の実施を失念していたことが原因です。今回指摘を受けた事例については、所在が不明となっている加害者に対して公簿調査を実施し、平成30年 2月に督促状を発付しました。 さらに、督促状の発付漏れがないよう、発付時期を取り決め、一斉に督促状を発付することとし、また、加害者の所在が不明の場合には速やかに公簿調査を実施することを所内で周知徹底し、再発防止を図りました。（千種土木事務所） (イ) 本件は、加害者から確認書の徴取ができなかった場合の手続きを認識していなかったことが原因です。 今回指摘を受けた事例については、改めて加害者から確認書の提出を求めるため、平成30年 1月から 7月にかけて電話及び文書送付による催促を行いました。提出はありませんでした。 そこで、確認書に代えて、警察による交通事故証明書を根拠に原因者負担金負担命令を発付することとし、今回指摘を受けた 3件の事例のうち、 2件については平成30年 8月に発付し、 1件については、平成30年 9月に発付しました。 また、加害者から確認書の徴取ができなかった場合は、確認書に代わる証拠書類を根拠に原因者負担金負担命令を発付することを所内で周知徹底し、再発防止を図りました。（名東土木事務所）	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	うなど、債権管理条例等に従い適正な管理を行われたい。名東土木事務所にあっては、加害者に代わって復旧工事を施行した場合には、加害者に対して原因者負担金を負担するよう命じられたい。		
1(1) ウ	公園使用料（行為許可）の債権管理について 都市公園内で業として写真等を撮影する場合等においては、名古屋市都市公園条例に基づき当該行為に係る市長の許可を受けることとされており、各区の土木事務所では、行為許可に伴う使用料（以下「公園使用料（行為許可）」という。）に係る債権の管理を行っている。 公園使用料（行為許可）に係る債権管理の状況について確認したところ、以下のような事例が見受けられた。 (ア) 債務者に対し督促状を発付していないもの a 債務者に電話で催告しているものの、督促状を発付していなかった。（昭和土木事務所） b 債務者に電話及び文書にて催告しているものの、督促状を発付していなかった。（中村土木事務所） (イ) 債務者の所在が不明となっているにもかかわらず、公簿調査を行っていないもの 督促状を簡易書留にて送付したものの債務者に送達されず、督促の法的効果が得られていない状況であったが、公簿調査等を実施していなかった。（北土木事務所） 中村土木事務所及び昭和土木事務所にあっては、債務者に対し督促状を発付するなど、債権管理条例等に従い適正な管理を行われたい。北土木事務所	今回の指摘を受け、債権管理条例等に従い、債務者に対して速やかに督促状の発付を行うこと及び債務者の所在が不明となっている場合の公簿調査を緑地管理課が一括して実施する運用を新たに開始することとし、緑地管理課長名の通知により全土木事務所に周知を行いました。（平成30年 8月15日通知済） 併せて、担当係長会（平成30年 8月15日）及び事務担当者会（平成30年 8月27日）での説明を行いました。 今回指摘を受けた債務者が所在不明となっている場合の公簿調査については、平成30年 9月末日現在において督促状の未到達者を把握したうえで当課で一括実施し、その結果を関係の土木事務所と10月に共有しました。（緑地管理課） (ア)a 本件は、債務者に対して督促状の発付が必要であることの認識が不足していたことが原因です。今回指摘を受けた事例については、緑地管理課からの通知を受けて調査したため、平成30年 9月に督促状を発付しました。 また、平成30年 8月15日の緑地管理課長の通知に基づき、納期限を1か月経過しても納付がない場合には、債務者へ速やかに督促状を発付するよう、所内で周知徹底し、再発防止を図りました。（昭和土木事務所） (ア)b 本件は、債務者に対して、督促状の発付が必要であることの認識が不足していたことが原因です。	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	にあつては、債務者の所在地の公簿調査を行うなど、債権管理条例等に従い適正な管理を行われたい。 また、公園使用料（行為許可）に関する債権管理事務の総括を所管する緑地管理課にあつては、全ての土木事務所において債権管理条例等に従い適正な債権管理が行われるよう指導された（緑地管理課）	今回指摘を受けた事例については、平成30年 1月に督促状を発付しました。 また、平成30年 8月15日の緑地管理課長の通知に基づき、納期限を 1か月経過しても納付がない場合には、債務者へ速やかに督促状を発付するよう、所内で周知徹底し、再発防止を図りました。（中村土木事務所） (イ) 本件は、債務者の所在が不明となっている場合に、公簿調査が必要であることの認識が不足していたことが原因です。今回の指摘を受け、公簿調査の必要性について所内で周知徹底し、再発防止を図りました。（北土木事務所）	

平成30年監査公表第 2号関係分（平成30年 5月18日公表）

教育委員会・区役所・財政局

（平成31年 2月28日現在の状況）

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
1(1)	学校施設開放に係る使用許可事務及び使用料の収入事務について 本市では、市民の教養の向上等をはかることを目的として、小学校の運動場、体育館等を学校教育に支障のない範囲内において、市民の生涯学習その他地域活動の場として開放している（以下「生涯学習開放」という。）。これに関する事務については、名古屋市学校施設開放に関する規則及び名古屋市生涯学習開放実施要綱（以下「規則等」という。）に定められている。 生涯学習課では、生涯学習開放を実施する学校施設（以下「開放施設」という。）27校の管理運営を一括して公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会に委託しており、受託者は、使用申込の受付、使用料に係る納入通知書の作成事務などを行っている。ただし、当該委託契約において、使用許可及び使用料徴収の権限は、受託者に委ねられていない。 生涯学習開放の使用許可事務及び使用料の収入事務について調査したところ、図 1のような事務の流れとなるべきところ、図 2に示すような事務が行われており、以下のアからウのように事務手続上の問題点が見受けられたほか、エに示すように使用料について有償・無償の判断の異なる事例が見受けられた。 （図 1・図 2省略） ア 無償分の使用申込書の提出を確認していなかったもの 規則等によれば、開放施設の専用使用にあたっては、有償・無償を問わず使用申込書を教育委員会に提出しなければならないとされている	アについては、各開放施設間で無償分の利用にかかる使用申込書の提出に対する認識が統一されていないことが原因であったことから、平成30年 5月11日に開催された、各開放施設の担当者全員が出席する「生涯学習開放専門員連絡会」において、無償分の利用についても使用申込書を教育委員会に提出する必要があることを改めて周知することで、確実に実施されるようにしました。 イ及びウについては、各開放施設の窓口へ使用の申込みがあった際、即座に教育委員会へその情報が伝達される設備及び仕組みが確立していなかったことが原因であったことから、各開放施設の事務室にFAXを設置し、使用の申込みがあった都度、教育委員会へ使用申込書を送信するよう仕組みを見直し、規則等に基づいた事務の流れで使用許可の決裁及び使用料の調定決裁を行うことにしました（平成30年11月1日より実施）。 エについては、事業の運営委託にあたり、規則上無償となる団体の具体例を明確に示していなかったことが原因であったことから、生涯学習開放の事務の流れや各種書類の記入例、規則の解釈等が記載され、各開放施設で運営マニュアルとして使用する「生涯学習開放の手引き」を平成30年度版から改訂（平成30年 4月13日）し、規則等で定める無償利用の各要件の具体例の記載の中に、自治会の会議や保育園等の行事での使用など、これまで有償・無償が混在していたケースを明記することにより、統一的な判断ができるよう	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	が、無償分の使用申込書については一部を除いて受託者から送付されておらず、使用者からの提出の有無自体を含め、確認していなかった。 イ 使用許可の決裁を行っていなかったもの 規則等によれば、開放施設の専用使用にあたっては、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならないとされているが、全ての申込について、使用許可の決裁を行っていなかった。 ウ 調定決裁について、使用料の収納後に一括して事後決裁を行っていたもの 本来であれば、調定決裁後に納入通知書を交付して使用料を収納すべきであるが、決裁前に使用料が収納されていた。なお調定決裁簿については、調定日が異なる収入を収入済年月日等の内容も含めて一覧表にし、一括して決裁されていた。 エ 各開放施設によって、使用料の有償・無償の判断が異なっていたもの 規則等によれば、地域の公共的団体の行う事業等については無償とすることができるとされているが、自治会の会議での使用、保育園及び幼稚園の行事での使用について、無償としている施設と、有償として使用料を徴収している施設が混在していた。 平成26年 5月16日に公表された教育委員会の定期監査において、他課所管施設である学校体育センターの使用について、本件同様、事務手続の流れに関して指摘し、改善が図られたところであるが、この監査結果が生涯学習開放の事務に反映されていなかった。 生涯学習課においては、使用者の利便性を考慮しつつ、本来の事務手続の	にしました。（生涯学習課）	

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	流れになるよう、適正な使用許可事務及び収入事務を行われない。また、使用者の平等利用が損なわれないよう、使用料の有償・無償について、統一的な判断を行われない。（生涯学習課）		

平成30年監査公表第 2号関係分（平成30年 5月18日公表）

教育委員会

（平成31年 2月28日現在の状況）

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
2	専用使用に係る許可事務及び利用料金の収入事務について（天白スポーツセンター） 指定管理者分の監査結果で述べたように、天白スポーツセンターにおけるプールの一部専用使用について、教育委員会の承認がなく、また、指定管理者が利用料金の一部を徴収していない事例が判明した。このため、指定管理者の収入となるべき利用料金が減少する結果となっていた。 スポーツ振興課では、各指定管理施設に職員が直接赴き実地調査・指導を行っているところであるが、本件についてはプール使用申込書と領収書等を抽出して突合すれば容易に発見できたと考えられる。また、愛知スイミング・大成共同事業体によれば、従前より行われていた取扱いであったため、引き続き認めていたとのことであるが、こうした事例については、指定管理者から速やかに報告、相談を受けるべきものであり、指定管理者との意思疎通が不足しているのではないかと思われる。 本市には公の施設の設置者として、市民の平等な利用を確保する責務があるため、スポーツ振興課においては、公の施設の適正な管理が行われるよう、指定管理者との意思疎通を図るとともに、証拠書類の実地調査を含め、指定管理者の管理状況の把握と指導を強化されたい。 （スポーツ振興課）	本件は、誤った使用許可の実態について、実地調査・指導を通じて市が指定管理者から情報を得ることができなかったことが原因です。 平成30年 4月11日に実施した第 1回指定管理者連絡会議において、本件について改めて周知し、他の指定管理者も含め意識の統一を図りました。 また、10～12月にかけて実施した中間ヒアリングにおいては、各施設総括責任者に対し本件と同様な事例がないかヒアリングを行いました。 さらに、プール使用申込書と領収書や名古屋市スポーツレクリエーション情報システム等との突合を、モニタリング項目に追加しました。定期モニタリングの際に抽出して行うこととし、平成30年度前期定期モニタリングから開始し、適正な運営を確認しているところです。 本件の指摘を踏まえ、公の施設の適正な管理が行われるよう、指定管理者との意思疎通を図り、証拠書類の実地調査を含め、指定管理者の管理状況の把握と指導をより強化します。 （スポーツ振興課）	措置済
3	金券類の管理の厳格化について（東スポーツセンター、天白スポーツセンター）	本件は、金券類出納簿と現物との照合について指定管理者への指示があいまいであったこと、スポーツ振興課職	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	指定管理者分の監査結果で述べたように、東スポーツセンター及び天白スポーツセンターにおいて、金券類出納簿に登載されていた駐車場回数券等の残高と実際の保管枚数が一致しない事例が見受けられた。特に、天白スポーツセンターにおいては、大きな差が生じている券種があった。 スポーツ振興課では、各指定管理施設に職員が直接赴き実地調査・指導を行っているところであるが、形式的な調査にとどまり、金券類出納簿に正確に登載されているか、現物との照合は確実に実施されているかについてまでは確認しておらず、仮に紛失等があっても適時に把握できる状態にはなっていないかった。 スポーツ振興課においては、金券類出納簿への正確な登載、現物との照合の確実な実施について、指定管理者に対し、改めて指導されたい。 また、指定管理施設に直接赴く実地調査・指導の中で、現物との照合を行い、その整合が確認できなかった場合には、原因究明と今後の再発防止策を求めるとともに、紛失が判明した場合の対応を明確にするなど、管理の厳格化を図られたい。（スポーツ振興課）	員が行うモニタリングの中で、指定管理者が行う金券類管理の検査印の確認に留めており、形式的な調査であったことに起因するものと考えます。 金券類の管理の厳格化については、平成30年 4月11日に実施した第 1回指定管理者連絡会議で全指定管理者に対し注意喚起を行い、金券類出納簿と現物との照合を毎月実施することを周知しました。 今後の取り組みとして、スポーツ振興課職員が行うモニタリングの中においても抜き打ちで金券類出納簿と現物の照合を行い、整合しない場合はスポーツ振興課と指定管理者でその原因究明と改善策について検討するとともに、紛失が判明した場合については、文書による注意等の指導を行ってまいります。（スポーツ振興課）	

平成30年監査公表第 4号関係分（平成30年 6月19日公表）

全局区室

（平成31年 2月28日現在の状況）

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
1(1)	駐車場の危険箇所について 実地検査において駐車場の管理状況を確認したところ、一部の駐車場において、以下のように駐車場に危険箇所がある事例が見受けられた。 ア 点字ブロック（6か所）が固定されていないもの （千種生涯学習センター） イ 駐車場出入口付近の路面が陥没しているもの （名東区） ウ 駐車場通路部分の路面が陥没しているもの （緑生涯学習センター） エ 駐車場に脚立等の備品が置かれているもの （東区） オ 駐車スペース横にコンクリートの塊が置かれているもの （緑市民病院） カ 駐車場通路部分のマンホール周りのコンクリートが破損しているもの （工業研究所） キ 駐車スペースの車止めが固定されていないもの （南文化小劇場、南図書館、緑市民病院、港文化小劇場、瑞穂文化小劇場、瑞穂図書館、中川生涯学習センター、香流橋地域センター、香流橋プール） 市民経済局、観光文化交流局、環境局、東区、中川区、名東区、緑区、教育委員会及び病院局にあって	（アからカについては監査期間中に措置済） キ （瑞穂文化小劇場、瑞穂図書館、中川生涯学習センターについては、監査期間中に措置済） 本件については、該当箇所を見落としていたことが原因であり、南文化小劇場については平成30年4月23日に、港文化小劇場については平成30年6月12日に車止めの固定を行いました。今後は維持管理を徹底するように指示しました。 （観光文化交流局文化振興室） 本件は、日常の点検が不十分であったことによるもので、駐車場の安全性を確保するため平成30年5月8日に修繕を行いました。今後は日常点検等を十分に行うなど再発防止に努めてまいります。 （環境局工場課） 本件については、速やかに指定管理者に連絡し、平成30年5月12日に該当箇所の補修が行われました。日常の維持管理は実施していましたが、見落としがあったため、今後は維持管理を徹底するように指示しました。 （病院局企画室） 本件は、日常の点検が不十分であったことによるもので、駐車場の安全性を確保するため平成30年5月8日に修繕を行いました。今後は日常点検等を十分に行うよう	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	は、危険箇所が事故が発生することなどを未然に防止するため、駐車場における危険箇所について修繕を行うなど、駐車場の安全性を確保する対応を図られたい。また、観光文化交流局、教育委員会及び病院局にあつては、各施設を管理する指定管理者を指導されたい。 なお、実地検査後、千種生涯学習センター、名東区役所、緑生涯学習センター、東区役所、緑市民病院（オに関する部分）、工業研究所、瑞穂文化小劇場・瑞穂図書館及び中川生涯学習センターについては、危険箇所を修繕するなど、必要な措置が講じられた。	に指示しました。 （教育委員会スポーツ振興課） 本件は、館内の駐車場の管理を職員が怠っていたことが原因であったことから、平成30年 4月23日に車止めの固定を行いました。今後は定期的な点検をするよう職員会議にて周知徹底しました。 （教育委員会南図書館）	
1(3)	利用時間外の駐車場の管理について 実地検査において駐車場の管理状況を確認したところ、西保健所山田分室、南生涯学習センターの駐車場において、原則、利用時間外においても出入口を施錠等することなく、開放しているとのことであった。また、瑞穂保健所の施設内に設置されている駐車場については、月曜日から木曜日の利用時間外において、出入口を施錠することなく、開放しているとのことであった。 西区、瑞穂区及び南区にあつては、管理責任上、不適切な利用を防止する必要があるため、出入口を施錠するなど、管理を適正に行われたい。 なお、実地検査後、西保健所山田分室、瑞穂保健所及び南生涯学習センターについては、利用時間外においても出入口を施錠等することとし、必要な措置が講じられた。 （西保健所山田分室、瑞穂保健所、南生涯学習センター）	（監査期間中に措置済）	措置済
1(4)	非駐車スペース等に係る管理について	ご指摘いただいた場所について、今後も駐車スペースとして使用しな	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	名東区役所の社会福祉事務所北側駐車場では、出入口から右（西）に直進して突き当たった場所に区画された駐車スペースに自動車（以下「車」という。）が駐車した場合、周りの駐車スペースにおける車の出入が困難になるため、写真⑪のとおり、その駐車スペースに、一時的に柵を置いているとのことであったが、駐車場として利用することが難しいのであれば、区画線を消して駐車スペースとしない等、恒久的に利用できない方策を考えるべきである。 また、区役所総合庁舎北東側（中段）の駐車場において、写真⑫、⑬のとおり、軽自動車専用の駐車スペースが設置されていたが、「軽自動車専用」の表示はなく、実際に軽自動車が駐車している駐車スペースを確認すると、軽自動車でもスペースをオーバーしている状況が見受けられた。 名東区にあつては、非駐車スペース及び軽自動車専用の駐車スペースについて、今後の利用方法を検討し対応を図られたい。（名東区）	いため、平成30年 2月に区画線を消しました。 また、区役所総合庁舎北東側駐車場の軽自動車専用スペースの「軽自動車専用表示」及び区画線については、表示が無く区画線の囲みスペースが小さい状況であることを意識していなかったことが原因であることから、平成30年 3月 3日に、区画線内に「軽」と表示し、区画スペースを広げる措置を施しました。 （名東区総務課）	
1(5)	駐車場における駐輪場スペースの管理について 港保健所の駐車場では、駐車スペース 1台分を駐輪場のスペースとして定めているとのことであったが、写真⑭のとおり、このスペースは軽自動車専用と表示されていて、駐輪場である表示等は見受けられなかった。また、写真⑮のとおり、駐車スペースの後方に公用自転車が数台、置かれている状況にあった。 港区にあつては、現状の管理方法では、自転車と車、双方が傷つく恐れがあるため、駐輪場について専用表示を行うなど、駐車場を適正に管理する方策を検討し対応を図られたい。（港保健所）	本件については、実際の管理状況にあわせた表示の修正が遅れたことが原因であり、平成30年 4月 1日以降、軽自動車専用と表示されている駐車スペースとその隣の駐車スペースを自転車専用駐輪スペースとして拡張し、散在していた公用自転車を集約するとともに、「公用自転車」の表示を行いました。 （港区総務課）	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
1(6)	駐車場利用時間に係る管理について 北生涯学習センター駐車場の案内板に表示されている駐車場利用時間は、写真⑯のとおり、（月曜日～土曜日 8：45～21：00）等となっており、名古屋市生涯学習センター条例施行規則（以下「規則」という。）（月曜日～土曜 8：45～21：05）等と異なる時間となっていた。 この件について確認したところ、案内板の利用時間を修正して（月曜日～土曜日 8：45～21：00）等と表示しているが、規則に基づいて運用しているとのことであった。 教育委員会にあっては、案内板の表示を規則に基づく利用時間に修正するよう指定管理者を指導されたい。 なお、実地検査後、北生涯学習センターについては、案内板を修正することにより、必要な措置が講じられた。（北生涯学習センター）	（監査期間中に措置済）	措置済
1(7)	不備がある駐車スペース等の管理について 瑞穂区役所における地下駐車場では、車止めが破損した場合に、危険防止のため、駐車場後方に注意喚起の案内をしているとのことであったが、写真⑰のとおり、破損している駐車場に案内が貼られていない状況が見受けられた。 瑞穂区にあっては、危険箇所で事故が発生することなどを未然に防止するため、車止めが破損している駐車スペースには注意喚起の案内を貼るとともに、車止めについて修繕を行うなど、駐車場の安全性を確保する対応を図られたい。 なお、実地検査後、瑞穂区については、車止めが破損している駐車スペースには注意喚起の案内を貼ることとし、車止めについては修繕を行	（監査期間中に措置済）	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	うことにより、必要な措置が講じられた。 （瑞穂区）		
1(8)	複合施設における第 2駐車場の管理について 香流橋地域センター及び香流橋プールからなる複合施設の共用駐車場である第 2駐車場の案内板では、写真⑱のとおり、利用開始の時間が午前 9時30分からとなっているが、終わりの時間が定められておらず、それ以降は出入口を施錠しますと表示されていた。 この件について確認したところ、この駐車場は、河川敷利用団体も利用することから、利用時間を定めることなく、常時、開放しているとのことであった。 環境局及び教育委員会にあっては、案内板に表示されている運用方法と実際の運用状況に相違があるため、調整の上、整合性がとれるように対応を図られたい。 （香流橋地域センター、香流橋プール）	香流橋地域センター・香流橋プールの駐車場の管理については、案内板の表示に実際の運用と相違する部分があったことを失念していたことから、平成30年 5月 8日に利用開始の時間や施錠する旨の表示を案内板から消し、整合性が取れる表示方法に改めました。 （環境局工場課、教育委員会スポーツ振興課）	措置済
1(9)	ホームページにおける駐車場の案内について 緑市民病院を運営している指定管理者が作成したホームページによると、緑市民病院には、約 200台の駐車スペースが設置されている等の情報が表示されていたため、現地検査において駐車場の管理状況を確認したところ、100台程度の駐車スペースしか確認ができなかった。 この理由について確認したところ、以前は約 200台の駐車スペースが設置されていたが、徐々に、駐車場台数を減らして、現在では、約 100台の駐車スペースが設置されているとのことであった。 病院局にあっては、駐車場利用者に正確な情報を伝えることが必要で	（監査期間中に措置済）	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	あるため、指定管理者にホームページの修正を求めるとともに、ホームページを適正に運用するよう指導されたい。 なお、実地検査後、緑市民病院については、ホームページを修正することなどにより、必要な措置が講じられた。（緑市民病院）		
2(1)	駐車場における案内の不備について 実地検査において駐車場の管理状況を確認したところ、一部の駐車場において、以下のとおり、必要事項等が表示されている案内板等に不備がある事例が見受けられた。 ア 駐車場使用料、手続方法、免除事項、車いす利用者用駐車場等が表示されている案内の大部分または一部について判読できないもの ・ 中村文化小劇場・中村図書館 駐車場案内（写真⑱） ・ 中川区役所 駐車場案内（写真⑳） ・ 北文化小劇場・北図書館 駐車場案内 ・ 南陽図書館 駐車場案内 ・ 名東図書館 駐車場案内 ・ 緑生涯学習センター 駐車場案内 ・ 富田地区会館 駐車場案内（中村文化小劇場、中村図書館、中川区、北文化小劇場、北図書館、南陽図書館、名東図書館、緑生涯学習センター、富田地区会館） イ 天白区役所駐車場の出入口等が表示されている複数の案内板について比較すると、北駐車場について、写真㉑では進入禁止である入口が、写真㉒では進入禁止になっていないなど、掲載内容が異なっているもの（天白区）	ア （中川区、緑生涯学習センター及び富田地区会館については、監査期間中に措置済） 本件は、館内の駐車場の管理を職員が怠っていたことが原因であったことから、中村文化小劇場・北文化小劇場については、それぞれ平成30年11月 5日と平成30年 6月11日に案内板の取替を行いました。今後は、定期的な点検をするよう指示しました。（観光文化交流局文化振興室） 本件は、館内の駐車場の管理を職員が怠っていたことが原因であったことから、北図書館・中村図書館については、それぞれ平成30年 6月11日と平成30年11月 5日に案内板の取替を行いました。また、南陽図書館・名東図書館については、それぞれ平成30年 9月 6日と平成30年 9月10日に案内板の補修を行いました。今後は、定期的な点検をするよう職員会議にて周知徹底しました。（教育委員会鶴舞中央図書館、北図書館、南陽図書館、名東図書館） （イからオについては監査期間中に措置済）	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	ウ 中川文化小劇場及び中川図書館の第2駐車場において、車いす使用者用駐車場と表示されている案内板が、写真②のとおり、植栽に埋もれているもの (中川文化小劇場、中川図書館) エ 西部医療センター駐車場の案内板に表示されている駐車場使用料が、写真④のとおり、名古屋市立病院条例で定められている駐車場使用料の金額と異なっているもの (西部医療センター) オ 東部医療センターにおける院内駐車場出口に設置されている精算機において、無料となる精算方法が表示された案内について、写真⑤のとおり、一部判読できないもの (東部医療センター) 観光文化交流局、中川区、緑区、天白区、教育委員会及び病院局にあっては、案内板等における表示内容は、駐車場を利用する方にとっては必要な情報であるため、それぞれの案内に係る不備について対応を図りたい。また、観光文化交流局、中川区及び教育委員会にあっては、各施設を管理する指定管理者を指導されたい。 なお、実地検査後、中川区役所、緑生涯学習センター、富田地区会館、天白区役所、中川文化小劇場・中川図書館、西部医療センター及び東部医療センターについては、案内板を修繕することなどにより、必要な措置が講じられた。		
2(2)	駐車場における看板の表示について 西区役所等複合施設は、区役所、保健所、文化小劇場、図書館等から	本件は、区役所移転時に駐車場看板の表示方法について対応がなされなかったことが原因であったことか	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	なる複合施設となっており、共用駐車場が 3か所設置されている。この共用駐車場の使用料は、文化小劇場、図書館を30分以上利用した方以外については、原則、無料とされている。 西文化小劇場及び西図書館からなる複合施設の地下に設置されている共用駐車場の出入口付近の看板について確認したところ、写真②⑥のとおり、「西図書館・西文化小劇場駐車場」及び「有料」と表示されていた。しかし、この共用駐車場は、区役所、保健所等を利用し、各施設で認証を受けた場合は無料となるため、正確な表示ではないと考えられる。 観光文化交流局及び教育委員会にあっては、調整の上、看板の表示方法について検討し対応を図られたい。（西文化小劇場、西図書館）	ら、平成30年 6月29日から「有料」の表示を消すなど利用者の目線に立った表示方法に変更しました。 （観光文化交流局文化振興室、教育委員会西図書館）	
2(3)	厚生院における駐車場の案内等について 厚生院では、施設正面出入口に設置されている通路部分の西側の一部を駐車スペースとして利用している。 この通路部分の駐車スペースは、写真⑦、写真⑧のとおり、通路の頭頂部分に、車いす使用者用駐車スペース 2台分の区画線が整備されているが、その他の一般車等の区画は整備されておらず、案内板等もないため、この場所を駐車スペースと認識するのは困難である。また、写真⑦のとおり、傾斜地であるスロープ部分に駐車禁止の案内等がないため、車が駐車している状況が見受けられた。 健康福祉局においては、この駐車スペース等が市民にとって安全でわかりやすい駐車場となるよう対応を図られたい。（厚生院）	傾斜地であるスロープ部分については、来院者が安全に利用できるよう駐車を禁止する旨の表示を掲出しました。 正面出入口通路部分は、来院者の短時間の駐車場所として利用を認めています。長時間の駐車となる場合は来客者用駐車場を案内するなどの対応を行い、安全に利用いただけるよう努めてまいります。 （健康福祉局厚生院）	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
2(4)	地区会館における車いす使用者用駐車場の設置について 公共建築物に設置されている駐車場における車いす使用者用駐車場については、福祉都市環境整備指針（以下「指針」という。）によって、原則 1 台以上、設置することが義務付けられている。 各地区会館の駐車場を実地検査したところ、富田地区会館、志段味地区会館及び徳重地区会館には、車いす使用者用駐車場が設置されていたが、楠地区会館、山田地区会館及び南陽地区会館には、設置されていなかった。 北区、西区及び港区にあつては、これらの施設は指針が施行される以前に建築されているため、車いす使用者用駐車場の設置は、義務規定ではなく努力規定ではあるものの、指針を制定している本市の公共建築物として、車いす使用者用駐車場の設置について検討されたい。 なお、実地検査後、楠地区会館、山田地区会館及び南陽地区会館については、車いす使用者用駐車場が設置されることにより、必要な措置が講じられた。 （楠地区会館、山田地区会館、南陽地区会館） ＊福祉都市環境整備指針とは、「人にやさしいまち名古屋」を目指して、福祉のまちづくりの考え方や、本市の整備する公共建築物、道路、公園、公共交通機関といった施設の整備にあたっての技術的な基準を定めるために、平成 3 年 11 月に策定されたもの。	（監査期間中に措置済）	措置済
2(5)	駐車場設置箇所が複数ある場合の案内について 南区役所では、駐車場として、施設内の地下に 1 か所、道路を挟んだ	本件につきましては、利用者の立場に立った視点が不足していたことが原因であったことから、平成30年 5月14日、区役所庁舎内に案内表示	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	向かい側で、区役所庁舎から南東の方角に 1か所（南東駐車場）が設置されている。 南東駐車場について実地検査したところ、写真㉑のとおり、駐車場には、「南区役所駐車場」という表示はあるものの、区役所庁舎や地下駐車場等には案内がなかった。 また、港区役所では、駐車場として、施設内スペースに 1か所、隣地の港北公園に 2か所（共用駐車場）が設置されている。 港北公園との共用駐車場について確認したところ、写真㉒のとおり、駐車場には、港区役所の駐車場との表示はあるものの、区役所庁舎等には、共用駐車場についての案内がなかった。 南区役所の南東駐車場及び港区役所の共用駐車場においては、これらの駐車場を知っている方だけが利用できる状態となっていることから、公平性を欠いているとともに、駐車場が有効に活用されていないことが懸念される。 港区及び南区にあっては、市民にとってわかりやすい駐車場となるよう共用駐車場及び南東駐車場の案内について対応を図られたい。 （港区、南区）	を掲示し、多くの方に駐車場位置を確認していただけるようにしました。 （港区総務課） 本件につきましては、利用者の立場に立った視点が不足していたことが原因であったことから、速やかに区役所庁舎及び地下駐車場に案内板を設置するとともに、ウェブサイト に駐車場を案内する記事を掲載して、より多くの方に事前に駐車場位置を確認していただけるようにしました。（平成31年 2月18日実施） （南区総務課）	
2(6)	昭和生涯学習センターにおける市営住宅部分の駐車場の案内等について 昭和生涯学習センターでは、施設内スペースの駐車場以外に、施設から南西の方角にある隣地の市営住宅駐車場の一部を駐車場として利用者に提供している。 この駐車場は、施設内に案内板等がなく、写真㉓のとおり、入口等にも案内がないため、駐車場利用者がこの駐車場を見つけることは困難であると考えます。また、この駐車場は機械式となっていないため、駐車場使用料の支払いは、自己申告制とな	（一部監査期間中に措置済） 市営住宅部分の駐車場については未利用区画分を住宅都市局からの使用承認により暫定的に借り受けており、市営住宅住民の駐車場契約希望があった場合には当該区画の借受を中止する必要があります。また、駐車場出入口が市営住宅住民と共用であることから、当該区画にフラップ板やゲート等の駐車場管制装置を設置することは困難であります。 そのため、徴収については、他の駐車場との公平性を欠かないよう、	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	っており、無料で使用されるのを防ぐために、職員が定期的に見回りを行って無断駐車を確認しているが、駐車場使用料の徴収方法について機械式駐車場と比較すると、公平性を欠いていると考えられる。 教育委員会にあっては、市営住宅部分の駐車場が、市民にとってわかりやすい駐車場となるよう案内について対応を図るとともに、市営住宅部分の駐車場使用料が機械式駐車場と同様に確実に徴収できるよう徴収方法について検討されたい。 なお、駐車場の案内については、入口等に案内板を設置することにより、必要な措置が講じられた。 (昭和生涯学習センター)	1時間に 1回程度の定期的な見回りを行い、見回りの結果、無断利用の車を発見した場合には、車に注意文を貼り付けたり、利用者に対して口頭注意を行っております。また、施設内において利用者動線上の複数箇所に目立つように第 2駐車場の利用に関する注意文を掲示するなど、より一層厳格な運用に努めてまいります。 (教育委員会生涯学習課)	
3(1)	守山区役所における第 2駐車場のあり方について 守山区役所では、市民用駐車場として、区役所内の敷地に守山区役所駐車場、西側の道路を挟んだ向こう側に第 2駐車場を設置している。 第 2駐車場については、駐車場の表示があるが、施設内等に案内がないため、駐車場の存在を知っている方だけが、利用できる状況となっていた。 また、第 2駐車場は、10台（一般車 6台、軽自動車 4台）収容可能となっており、そのうち 3台分（一般車 1台、軽自動車 2台）を守山区社会福祉協議会に無償で貸し付けているため、市民が利用できるスペースは 7台となっている。 写真㉔のとおり、第 2駐車場は、逆L字型となっている上、全体的に狭く、奥側は軽自動車スペースしかないため、非常に使い勝手が悪い駐車場となっている。また、写真㉕のとおり、奥側は、雑草が生い茂っており、管理が適正に行われているとは言いがたい状況であった。	第 2駐車場については、区役所から駐車場の様子を常時確認できないなどの事情があるため、必要に応じて案内するようにしております。 雑草については、大部分が隣地から侵入してきているものなので、隣地所有者に声をかけたうえで除草を行いました。今後は、より一層適正な管理となるよう努めてまいります。 守山区役所においては、庁舎内に資機材・物資等を保管するスペースが慢性的に不足している状況のため、第 2駐車場の運用状況を勘案しつつ、区役所スペースの最適化が図られるよう土地の有効活用について検討を進めてまいります。 (守山区総務課)	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	守山区にあつては、土地の有効活用の観点から、第2駐車場のあり方について検討されたい。（守山区）		
3(2)	瑞穂区役所における機械式駐車場の活用について 瑞穂区役所では、市民用駐車場として、施設内の地下に平面式駐車場と機械式駐車場が設置されている。 このうち、機械式駐車場は、写真③④、写真③⑤のとおり、駐車番号15番から27番の26台分設置されており、駐車スペースを有効に活用するため、上下2段式の駐車場となっている。この機械式駐車場は、昇降機を操作することによって、車の入出が可能となっているが、下段スペース13台分は利用されていなかった。 理由としては、過去に駐車スペースの天井からバーを設置し高さ制限を設けて利用していたが、トラブルが多発したため、利用を中止したとのことであった。 しかし、南区役所では、写真③⑥のとおり、柱に高さ制限の表示をすることなどによって、事前の規制をかけて、同様の駐車場を運営しているため、瑞穂区役所においても、機械式駐車場の利用は可能と考える。 瑞穂区にあつては、駐車場の有効活用の観点から、安全性を確認した上で、他の施設等を参考にして機械式駐車場の利用を検討されたい。 （瑞穂区）	機械式駐車場は、高さ制限など利用にあたり注意点があり、過去にトラブルが多発したことからの利用を中止していましたが、機械式駐車場に駐車可能な車両で来庁される方があらかじめ把握できる場合には機械式駐車場に駐車していただくよう協力を依頼し、また、来庁者が多い日には公用車を下段に収容するなど活用を進めています。（瑞穂区総務課）	措置済

平成30年監査公表第 4号関係分（平成30年 6月19日公表）

区役所（西区、中村区）

（平成31年 2月28日現在の状況）

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
1	福祉特別乗車券臨時乗車証の管理等について（西区） 区役所福祉課では、身体障害者手帳の交付を受けた者で、障害の程度が一定の級に該当する者等に対して、交付申請に基づき、福祉特別乗車券（ICカード）を交付している。福祉特別乗車券の作成には、一定期間かかるため、作成されるまでの間、交付申請に基づき、福祉特別乗車券臨時乗車証（紙券）（以下「臨時乗車証」という。）を交付している。 名古屋市障害者福祉特別乗車券交付要綱によると、市外転入等により、新たに臨時乗車証を交付した場合は、その都度、臨時乗車証管理簿（以下「管理簿」という。）へ記入するとともに、毎月、当月の交付状況について、管理簿を福祉特別乗車券臨時乗車証使用状況報告書（以下「報告書」という。）とともに、毎月上司の確認を受け、健康福祉局に報告しなければならないこととされている。 西区福祉課における臨時乗車証の管理状況を確認したところ、平成29年 7月以降、上司による確認がされておらず、健康福祉局への報告も行っていないかった。 西区福祉課にあっては、上司が臨時乗車証に係る管理簿と報告書の照合・確認を毎月、確実にを行い健康福祉局へ報告するとともに、健康福祉局にあっては、区役所からの定時の報告を確実に求められたい。 そもそも、上記の指摘は、今回の自主点検が適正に実施されていれ	平成29年 7月以降、上司による確認と健康福祉局あて報告がなされなかった原因は、担当者による引き継ぎが不十分であったこと及び上司による確認が行われていなかったことによるものでした。 今回の随時監査をきっかけに、担当者や役職者の人事異動への対応として、各担当者における事務処理マニュアルの整備と役職者における引き継ぎ文書の充実について課内で指示、実施するとともに、適正な事務処理を徹底するため、毎週行っている福祉課長による朝礼時や毎月実施している係会において、倫理意識と適正な事務処理にかかる意識向上について注意喚起を行っています。 また、自主点検が適正に実施されなかった原因は、管理簿と現物の突合において問題なかったことから、報告書との突合を怠ったものでした。 そのため、適正な事務手続き執行の確認を目的として、平成30年 4月、福祉課長自ら、福祉課内で保管するすべての金券類等に対して、現物と報告書及び出納簿など関連書類等の一式をあわせて確認することとし、その把握のために確認チェック表を作成、今回指摘された報告書についても決裁後、健康福祉局あて報告しました。 以降も毎月、このチェック表を用いて福祉課長はじめ複数職員で確実な点検・報告を実施し、組織的な業務執行に努めています。 （西区福祉課）	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	ば、速やかに改善できた事例であった。 西区にあつては、自主点検が適正に実施されていなかったことを重く受け止め、組織的な業務執行体制を早急に確立されたい。（西区）		
2	引取者のない遺体に係る遺留金の管理について（中村区） 区役所総務課では、身元明確なるも引取者のない遺体（以下「引取者のない遺体」という。）が発生したとき、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）（以下「墓地埋葬法」という。）に基づき、死体の埋葬又は火葬を行うこととされている。 墓地埋葬法によると遺留物件は市町村が保管すると規定されており、現金については、身元明確なるも引取者のない遺体事務処理の手引き（以下「手引き」という。）に基づき、歳入歳出外現金の保管金（引取者の無い遺体の遺留金）（以下「遺留金」という。）として財務会計総合システムで受入れ、相続人への引継ぎや葬儀費用の支払いに充てる場合等には、財務会計総合システムから払い出すとされている。 また、財務会計総合システムで管理する遺留金については、平成29年度に実施した区役所監査において、各区役所が遺留金の管理を把握できていないことを指摘した結果、平成29年10月に新たに改正された手引きでは、引取者のない遺体事務処理にかかる歳入歳出外現金管理台帳（以下「管理台帳」という。）で管理することとされた。 中村区総務課における遺留金の管理状況について確認したところ、実地検査の時点で財務会計総合システムの残高は 265,613円となっていたが、管理台帳の残高は 283,403円と	本件は、遺留金の管理について、チェック体制が構築されていなかったことが原因であり、歳入歳出外現金の受入等の決裁毎に、上司が管理台帳を確認するよう改善しました。 また、係内で業務の処理手順等の共有が十分にできていなかったことから、手引きに基づいた処理手順を再確認し、管理台帳の記載、財務会計総合システム上の残高と照合するよう徹底しました。 （中村区総務課）	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	なっており、17,790円の差異が生じていた。 これを調査したところ、担当者による管理台帳への記載漏れが3件、管理台帳に記載することなく払い出しを行ったものが1件あり、担当者による残高等の確認及び上司による決裁等は行われていなかった。 中村区にあつては、歳入歳出外現金で管理している遺留金について、手引きに基づいて管理台帳を管理するとともに定期的に財務会計総合システムと照合して、上司が管理台帳の確認を行うなど、遺留金の管理を適正に行われたい。（中村区）		
3	引取者のない遺体に係る遺留品の保管について（中村区） 引取者のない遺体に係る遺留品（以下「遺留品」という。）の保管については、手引きに基づいて、銀行預金の通帳等は総務課の金庫にて保管し、その他の遺留品については所有者が分かるよう明記し、倉庫等で保管することとされている。また、平成29年10月に新たに改正された手引きでは、遺留品の保存期限は、文書完結から10年とされている。 中村区総務課における遺留品の管理状況については、施錠可能な専用部屋（写真①）で管理されていたものの、その部屋に置かれている書棚と壁の隙間の床面（写真②）に、所有者名が明記されていない鞆を発見したことから、遺留品の保管体制がずさんであると言わざるを得ない。 中村区にあつては、遺留品について適正な管理を行われたい。（中村区）	本件は、手引きに基づいた遺留品の保管方法についての認識が欠けていたことが原因であり、故人ごとに遺留品をビニール袋や段ボール箱にまとめ、所有者を明記しました。 さらに、遺留品を年度毎にコンテナボックスに収納し、所有者の記載した遺留品一覧表を添付し問い合わせにすぐ対応できるよう遺留品の保管状況を改善しました。（中村区総務課）	措置済

平成30年監査公表第 5号関係分（平成30年 9月14日公表）

市長室・総務局・選挙管理委員会事務局・区選挙管理委員会事務室・監査事務局
・人事委員会事務局・市会事務局・区役所・財政局

（平成31年 2月28日現在の状況）

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
1	報償費の支払に伴う源泉所得税等の徴収について 所得税法（昭和40年法律第33号）等によれば、給与や報酬などの所得を支払う者は、その支払の際、支払金額に応じた所得税及び復興特別所得税（以下「所得税等」という。）を徴収し、国に納めなければならないとされている。また、所得税法において、源泉徴収の対象となる所得の範囲は、その所得の支払を受ける者の区分に応じて定められている。 所得税等の源泉徴収事務について調査したところ、相談事業の相談員に支給している報償費について、給与として所得税法第 185条によってその税額を求めるべきところ、同法第 204条第 1項第 1号等における報酬と誤認したため、適用税率を誤って所得税等を過大に徴収し、納付を行っている事例が見受けられた。 男女平等参画推進室においては、源泉徴収事務を行うに当たって、関係法令を正しく適用されたい。 （総務局男女平等参画推進室）	本件は、職員の源泉徴収事務についての認識が不十分であったことが原因です。そのため、改めて税務署へ確認をし、平成30年 1月分から 6月分の過徴収分につきましては、返還処理を行いました。平成30年 7月分からは所得税法第 185条の税額で適正に徴収しています。 再発防止の取組みとして、適正な源泉徴収事務手続について所属内の打合せで改めて周知し、担当者間の引継を徹底しました。 （総務局男女平等参画推進室）	措置済
2(1)	産業廃棄物の処理について 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第 137号）及び同法施行令（以下「廃棄物処理法等」という。）により、産業廃棄物の運搬や処分を他人に委託する場合は、収集・運搬・処分の許可（以下「処理の許可」という。）を受けた者に委託するとともに、産業廃棄物の種類や数量等を記載した産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）を交付しなければ	本件は、ビニールシートを産業廃棄物として認識しないまま、調達契約の中に回収・処分の条件を付していたことが原因です。 平成31年 2月 3日執行の愛知県知事選挙においては、ビニールシートの収集・運搬・処分の契約と調達契約とを別にし、産業廃棄物の収集・運搬・処分の許可を受けた事業者に委託しました。その契約では、所定の記載事項を満たした契約書を交わすとともにマニ	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	ばならないこととされている。また、産業廃棄物処理の委託契約を行う場合は所定の記載事項を満たした書面により契約を行うこととされている。 契約事務について調査したところ、選挙管理委員会事務局において、選挙に使用するビニールシートの調達契約を行う際、仕様書に購入先業者によるビニールシートの使用後の回収・処分の条件が盛り込まれていた。ビニールシートは産業廃棄物に該当するが、選挙管理委員会事務局はその認識がないまま、調達契約の中にこのような条件を付していたとのことであり、その結果、処理の許可を受けていない購入先業者が回収・処分を行うこととなっていた。また、所定の記載事項を満たした契約書は交わされておらず、マニフェストも交付されていなかった。 産業廃棄物の処理については、これまでの他局の定期監査においても再三指摘しているところであり、このような事例が見受けられたのは誠に遺憾である。選挙管理委員会事務局においては、排出事業者としての責務を認識し、契約方法を見直すなど廃棄物処理法等に基づいた適正な処理を行われない。（選挙管理委員会事務局）	フェストの交付を行い、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び同法施行令に基づいて適正な処理を行いました。 また、指摘後直ちに今回の監査結果及び「産業廃棄物処理の手引き」等を所属内で周知し、再発防止に努めました。（選挙管理委員会事務局）	
2(2)	より競争性の高い方法での契約について 地方公共団体による契約の締結は競争入札が原則とされ、随意契約を行うことができるのは予定価格が少額である場合など、例外的な場合に限られている。 また、名古屋市契約規則では、随意契約を行う場合、予定価格が30万円を超えるものについては、原則として2人以上の者から見積書を徴取しなければならないとされている。 契約事務について調査したところ、以下のように、同種の業務について30万円以下の金額で同一業者と個別に随	本件は、経済性、事務の効率性の観点からの検討が不十分であったことが原因です。平成31年 2月 3日執行の愛知県知事選挙に係る期日前投票警備事務より、区役所と支所を一つの契約にまとめました。 （中川区選挙管理委員会事務局）	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	意契約を行っており、選挙ごとに一括して契約することでより競争性の高い方法で契約することが可能と思われる事例が見受けられた。（表省略） 中川区選挙管理委員会事務室においては、経済性、事務の効率性の観点から、各選挙の際に警備場所ごとに個別になされていた契約を一つの契約にまとめるなど、より競争性の高い方法での契約を行われない。 （中川区選挙管理委員会事務室）		
3	選挙に係る物品の保管について 西区選挙管理委員会事務室では、選挙ポスターの掲示板（以下「掲示板」という。）の設置及び撤去を業者に委託しており、委託先業者については、毎回、名古屋市契約規則に基づいて見積競争により決定している。この掲示板の設置に当たって支柱が必要となる場合があるが、西区については選挙管理委員会事務室が保有するものを用いている。 この支柱の保管状況について調査したところ、掲示板の設置及び撤去について毎回同一業者との契約が続いていることから、特段の根拠に基づくことなく、常時、当該委託先業者に保管してもらっている状況であった。 このような保管方法では、物品としての管理を適正に行うことはできず、保管中に事故があった場合の責任の所在も曖昧となる。 また、掲示板の設置及び撤去の委託については、結果的に同一業者との契約が続いているが、毎回見積競争を行うため、必ず同一業者と契約するとは限らない。掲示板の設置及び撤去の委託先業者に支柱を保管してもらっている現状では、見積競争の前から当該業者と契約を結ぶことが前提となっていると捉えられかねない。 こうしたことから、西区選挙管理委員会事務室においては、現在の保管方法を改められたい。	（監査期間中に措置済）	

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	（西区選挙管理委員会事務局） なお、本件については区役所で支柱を保管する方法に改められ、措置が講じられた。		
4(1)	情報の保護及び管理の方法に関する定めについて 名古屋市情報あんしん条例及び名古屋市情報あんしん条例施行細則（以下「規則」という。）によれば、情報を取り扱うときには適切な保護対策を講じなければならないとされ、課、公所その他の組織の長は、当該組織の状況、所掌事務に応じた情報の保護及び管理の方法を定めなければならない、行政文書を取得し、又は作成した後は、当該行政文書の内容等に応じた保管場所及び保管方法を定め、適切に保管することとされている。 各区役所では、これらの規定に基づき、各課室における情報の保護及び管理の方法に関する定め（以下「情報に関する定め」という。）を各課室長が定めている。 ア 情報に関する定めが更新されていなかったもの 各課室における情報に関する定めは、法律等の改正や各課室の状況にあわせて必要な見直しを行わなければならない。 しかし、中川区選挙管理委員会における情報に関する定めは、平成21年 8月以降、必要な更新がされていなかった。 中川区選挙管理委員会事務局においては、現状に合わせて情報に関する定めを更新を行い、今後改正が必要となった場合には、確実に更新を行われたい。 （中川区選挙管理委員会事務局） イ 情報に関する定めにおいて、文書簿冊に係る規定に不備があるもの	（イ(イ)については監査期間中に措置済） ア 本件は、法律等の改正などにあわせて情報に関する定めを更新する必要があることの認識が不足していたことが原因であり、平成30年 9月 1日付で最新の情報に更新しました。 （中川区選挙管理委員会事務局） イ(ア) 本件は、統計事務に係る文書簿冊に関する記載を失念していたことが原因であり、ただちに情報に関する定めを更新を行い、統計事務に係る文書の保管場所・機密情報の可否についての項目を追加しました（平成30年 7月 26日施行）。 （中川区総務課） 本件は、情報に関する定めの新定時に統計事務に係る文書簿冊に関する記載が漏れていたことが原因であり、当該文書簿冊が機密情報を含むか否かについて分類した上で、平成30年 7月 2日に情報に関する定めを修正しました。 （天白区総務課） ウ 本件は、特定個人情報を取り扱うにあたり、「特定個人情報の取扱状況記録簿（利用・記録）」への記録が必要であるとの認識が欠けていたことが原因であったため、係会において職員に周知徹底するとともに、平成29年度分から当該記録を整備しました。 本件指摘を踏まえ、特定個人情報の取扱状況記録簿へ確実に必要事項を記録しています。 （東区総務課） 本件は、所属内での周知徹底がされていなかったことが原因であったことから、平成30年 4月18日の朝礼におい	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	規則によると、行政文書における情報は、機密情報^(注)とその他の情報に分類するものとされている。各課室において保管・保存する文書簿冊が機密情報を含むかどうかは、各課室における情報に関する定めにおいて分類されている。 (ア) 情報に関する定めにおいて、統計事務に係る文書簿冊に関する記載が全くなかったもの (中川区総務課、天白区総務課) (イ) 氏名、住所等の機密情報を含む一部の文書簿冊が、機密情報を含むものとして分類されていないもの (東区地域力推進室、西区地域力推進室、瑞穂区地域力推進室、中川区地域力推進室) 中川区及び天白区総務課並びに東区、西区、瑞穂区及び中川区地域力推進室においては、文書簿冊が機密情報を含むか否かについて正しく分類するなど、各課室における情報に関する定めを修正されたい。 なお、東区、西区、瑞穂区及び中川区地域力推進室については、各室における情報に関する定めを修正し、文書簿冊が機密情報を含むものとして分類されたことにより措置が講じられた。 (注) 名古屋市個人情報保護条例に規定する個人情報等。 ウ 特定個人情報の取扱状況記録簿が記録されていないもの 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）に規定する特定個人情報^(注1)を適正に扱うため、本市では「名古屋市における特定個人情報の適正な取扱いに関する方針」（以下「方針」という。）が定められている。この方針	て周知徹底を行うとともに、総務課における情報の保護及び管理の方法に関する定めに従い、ただちに、特定個人情報の取扱状況記録簿に漏れなく記録するようにしました。（西区総務課） 本件は、特定個人情報の提供の際、記録簿に記載をする必要があることの認識不足に起因するため、記録簿の記載が必要な旨を、平成30年 4月24日に特定個人情報取扱い担当職員に口頭及び「情報の保護及び管理の方法に関する定め」を供覧することにより、改めて周知しました。（瑞穂区総務課） 本件は、特定個人情報の提供の際、記録簿に記載をする必要があることの認識不足に起因するため、朝礼において周知徹底を行うとともに、総務課における情報の保護及び管理の方法に関する定めに従い、ただちに、特定個人情報の取扱状況記録簿に漏れなく記録するようにしました。 (中川区総務課) 本件は、特定個人情報の提供の際、記録簿に記載をする必要があることの認識不足に起因するため、特定個人情報の利用等に際して、同記録簿を確実に記録するようただちに係会及び朝礼にて周知徹底しました。 (天白区総務課)	

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	においては、特定個人情報の利用・提供（注 2）等の取扱い状況について記録するものとされている。 しかし、東区、西区、瑞穂区、中川区及び天白区総務課において、特定個人情報の利用又は提供について、情報に関する定めにより規定されている特定個人情報の取扱状況記録簿への記録が漏れている事例が見受けられた。 東区、西区、瑞穂区、中川区及び天白区総務課においては、特定個人情報の利用等に際して、特定個人情報の取扱状況記録簿を確実に記録されたい。 （東区総務課、西区総務課、瑞穂区総務課、中川区総務課、天白区総務課） （注 1） 個人番号をその内容に含む個人情報。 （注 2） 利用とは、機関内部の部署間で特定個人情報を移動すること。提供とは、機関を超えて特定個人情報が移動すること（本市から税務署など）。		
4(2)	公印の使用に係る申請及び承認について 各区の選挙管理委員会規程では、公印の名称、用途、管守者等が定められるとともに、その使用手続等事務処理に関しては、市長部局の例によるとされている。本市の公印に関して必要な事項を定めた公印規則では、公印を使用しようとする者は、公印使用認可簿に使用日、件名、公印使用数、起案者名、公印名等の必要事項を記載し、これと原議及び施行すべき文書を提出して管守者の承認を得たのちに押印しなければならないとされている。 公印の使用手続について調査したところ、以下のような事例が見受けられた。	ア 本件は、選挙管理委員会事務室において公印使用認可簿を作成し、これに必要事項を記載して管守者の承認を得るという手続が必要であるとの認識が欠けていたことが原因であったため、平成30年度からただちに公印使用認可簿を整備しました。 現在、公印の使用にあたっては、確実に必要事項を記載し、管守者の承認を得るという手続を経た後に、当該公印を使用しています。 （東区選挙管理委員会事務室） 本件は、公印使用認可簿の作成、これに必要事項を記載し、管守者の承認を得るという手続が必要であるとの認識がなかったことが原因であったこと	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	ア 公印使用認可簿自体がなく、これに必要事項を記載し、管守者の承認を得るという手続を踏まずに、公印を使用していたもの （東区選挙管理委員会事務室、瑞穂区選挙管理委員会事務室） イ 公印使用認可簿は作成されていたが、これに必要事項を記載し、管守者の承認を得るという手続を踏まずに、公印を使用している事例が散見されたもの （中川区選挙管理委員会事務室） 公印は、公務上作成された文書に関し、当該文書の真正な作成を認証することを目的とするものであることから、その管守、使用等にあたっては、厳正確実に行わなければならない。東区、瑞穂区及び中川区選挙管理委員会事務室においては、適正な申請及び承認事務を行われたい。	から、ただちに公印を使用する者は公印使用認可簿に必要事項を記載し、これと原議及び施行すべき文書を提出して管守者の承認を得たのちに押印する取扱いとしました。 （瑞穂区選挙管理委員会事務室） イ 本件は、公印の使用にあたり、公印使用認可簿に必要事項を記載し、管守者の承認を得るという手続が必要であることの認識が不足していたことが原因であり、所属内で周知を図り、公印使用の都度、適正な申請及び承認の手続を行うこととしました。 （中川区選挙管理委員会事務室）	

平成30年監査公表第 5号関係分（平成30年 9月14日公表）

緑政土木局・財政局（工事）

（平成31年 2月28日現在の状況）

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
1	異種金属が接触する構造の設計について 緑政土木局の土木工事標準仕様書では、道路修繕工事における橋梁付属物工などにおいて設計図書に特に定めのない事項については、鋼道路橋防食便覧（公益社団法人日本道路協会発行。以下「防食便覧」という。）などによることと定めている。防食便覧では、ステンレスのボルトナット類と普通鋼材が接触し、そこに雨水など水分の付着により異種金属接触腐食が懸念される場合は、異種金属の併用を避けるか接触することのないよう絶縁できる座金を使用する等の対策を施す必要があると定めている。 「県道田辺名古屋線始め 3路線舗装道補修工事（中－ 1）及び清水橋始め 2橋補修工事」では、道路修繕工事に伴い橋梁付属物の排水管を設置していた。本件工事の設計図では、その排水管を固定する金具は普通鋼材を使用し、金具を留めるボルトナット類はステンレスであり、雨水などの水分が付着する部位であったにもかかわらず、絶縁できる座金など使用することなく異種金属が接触する構造となっていた。 道路修繕工事における排水管など橋梁付属物の設計にあたり、異種金属が接触し、雨水などの水分が付着する部位では、異種金属接触腐食を起こし、排水管などが脱落するおそれがある。このため、異種金属を併用する場合は、接触しないように絶縁できる座金を使用するなど防食便覧に基づき適切に設計されたい。 （中土木事務所）	本件の原因は、防食便覧などの技術基準を十分に理解していなかったことにあります。 このため、技術基準に基づき現場条件などを十分考慮した上で適切な設計を行うよう、平成30年 8月20日に道路建設課より各土木事務所に通知を行うとともに、その内容を平成30年 9月27日の整備係長会議にて周知しました。また、その資料を基に、各土木事務所の会議などで関係する職員に周知しました。 今後は研修等を通じ、工事の設計及び監督を担当する職員の技術基準に対する知識と理解を深め、能力向上を図ってまいります。 なお、ご指摘のあった箇所については、平成30年12月に、絶縁座金を使用し、異種金属が接触しないよう対策を実施しました。 （中土木事務所、道路建設課）	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
2	歩行者などの通行の安全を確保するための保安対策について 道路に関する工事及び占用工事を施行する場合における標示施設等の設置基準（昭和61年名古屋市告示第46号。以下「設置基準」という。）では、道路に関する工事を行う場合は、交通の円滑を図り、工事に基因する交通の危険を防止するために、必要な防護施設などを設置しなければならないと定めている。また、歩行者及び自転車が防護さくに沿って通行する部分においては、間隔をあけないようにA型防護さくを設置し、かつ、その間にセーフティコーンを設置しておかなければならないと定めている。 「サポートセンターやまぶき周辺セーフティライブロード整備工事（東－5）及び掘削跡復旧工事（東－7）」は、歩道を拡幅するなどの整備を行っていた。設置基準に基づき適切に保安対策が行われているか確認したところ、コンクリート打設後の養生など作業を行っていない期間において、歩行者などが工事範囲に沿って通行する部分の一部に、交通の危険を防止するためのA型防護さくを設置することなく、セーフティコーンのみを設置し、その間をコーンバーで連結している箇所があり、必要な防護施設を適切に設置していなかった。 道路工事における防護施設などの保安対策は、歩行者や施設利用者が工事区域に立ち入らないよう、施工状況に応じて適切に行うことを設置基準に定めているが、その内容を十分理解しておらず工事監理が適切に行われていなかった。今後は、設置基準の内容を理解し、適切な保安対策となるよう受注者を指導されたい。（東土木事務所）	ご指摘の件につきましては、道路管理者として他局や民間の占用工事等を指導することもある当局の職員が、「道路に関する工事及び占用工事を施行する場合における標示施設等の設置基準」の内容を十分に理解していなかったことが原因です。 このため、指摘事項について、平成30年9月に土木事務所の維持係長、管理係長及び整備係長会議にて周知しました。また、その資料を基に、各土木事務所の会議などで関係する職員に周知しました。 今後も引き続き研修等を通じ、工事監督を担当する職員に対して保安対策に関する基準の周知徹底を図るとともに、工事現場巡視の際には、施工状況に応じた適切な保安対策となるよう受注者を指導してまいります。（東土木事務所、道路維持課）	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
3	散水設備の点検結果に基づく対応について 「電気設備に関する技術基準を定める省令」（平成 9年通商産業省令第52号。以下「技術基準」という。）では、漏電による感電や火災を防止するため、低圧電気回路の絶縁抵抗値の基準値を定めている。 「街園水景施設及び散水設備保守管理委託」では、高架下にある緑地帯の散水設備などの点検を緑地維持課が委託していた。その点検結果を確認したところ、中村土木事務所始め 4土木事務所が所管する計11箇所の散水設備の低圧電気回路において、絶縁抵抗値が技術基準の基準値を満たしていなかった。そのため、漏電による感電などの事故が起きるおそれがあったにもかかわらず、今回の監査において指摘を行うまで、設備を停止するなど適切な対応を行うことなく結果として最長 1年以上使用し続けていた。 平成25年度に実施した緑政土木局の定期監査においても、公園などにおける電気設備の点検において、今回と同様に絶縁抵抗値が技術基準の基準値を満たしておらず、感電などのおそれがあるとの指摘をしていたことから、感電などの事故が起きる危険性の認識が不足していたと言わざるを得ない。 点検結果に基づき速やかに当該設備を停止するなど事故が起きないように適切な対応をされたい。また、今後においても同様の事例がないよう委託仕様書に設備を停止する基準を明確に定めるなど適切に対応されたい。 （中村土木事務所、中土木事務所、昭和土木事務所、瑞穂土木事務所、緑地維持課）	ご指摘の散水設備の低圧電気回路において、絶縁抵抗値が技術基準の基準値を満たしていなかったにもかかわらず、適切な措置をとっていなかったことは、感電などの事故が起きる危険性の認識が不足していたことが原因です。 このため、平成30年11月 7日に「平成30年度工事監査の指摘事例」について研修を実施し、関係する職員に周知しました。 本指摘は、平成25年度の定期監査においても同様の指摘があり、その際には、特記仕様書に異常時の措置について定めましたが、記載内容が具体的でなく不十分であったため、特記仕様書において、基準値以下の場合には回路を遮断し、設備を停止して報告するよう明確に決めました。 なお、基準値を満たしていなかった11箇所の散水設備につきましては、実査後すみやかに安全を確保するため停止措置を行いました。 （中村土木事務所、中土木事務所、昭和土木事務所、瑞穂土木事務所、緑地維持課）	措置済

平成30年監査公表第 5号関係分（平成30年 9月14日公表）

病院局

（平成31年 2月28日現在の状況）

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
1(1)	収入の調定及び納入通知について 名古屋市病院局会計規程（以下「会計規程」という。）及び名古屋市病院局次長以下代決規程では、収入を調定するときは、振替伝票を作成し、本庁の経理課長が収入の調定及び納入通知（以下「調定等」という。）を代決してから、納入通知書を納入義務者へ送付することとしている。 病院における調定等の事務処理を確認したところ、振替伝票を月次でまとめて本庁経理課に送付している事例が見受けられた。また、本庁の経理課長の代決が確認できないうちに納入義務者へ納入通知書を送付していた。 病院局においては、収入の調定等について、定例軽微なものは、迅速な事務処理や業務負担の軽減の観点から病院の役職者が代決することを検討するとともに、本庁の経理課長が代決すべきものは納入通知書の送付時期を見直すなど、適正な意思決定に基づく事務となるよう改善されたい。 （経理課、東部医療センター、西部医療センター）	本件は、納入通知書を速やかに送付するうえで、調定等の振替伝票の代決を日次でなく月次でまとめて行うという誤った運用をしていたことが原因であり、平成30年 7月より振替伝票の代決を月次から日次へ改めました。 また、収入の調定等について病院の役職者が代決することを検討し、平成31年 4月より見直すこととしました。 （経理課、東部医療センター、西部医療センター）	措置済
1(2)	督促状等の訂正の遅延について 滞納金事務処理取扱要綱では、入院収益・外来収益のうち一定期間入金がないものについては、未収金整理カードを作成することとしており、電話催告をしても納付等がないものについては、督促状等の送付や臨戸徴収等を行うこととしている。 債権管理事務を調査したところ、	本件は、医療費計算担当と督促状発送担当の間の連絡不足が原因であったため、医療費計算担当による医療費の訂正を行った場合には、必ず督促状発送担当に連絡し、督促状発送担当者より速やかに再通知するように徹底するとともに、未収金整理カードへの記載を確実に行うこととしました。 （西部医療センター）	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	督促状等を送付した後に請求金額の計算誤りが発覚した場合において、対象者へ請求金額を訂正した督促状を送付するまでに約 4箇月かかっている事例が見受けられた。 債権管理にあたっては、督促状等の文書は時効の中断等の法的な効果を伴うため、内容に変更が生じた際には対象者へ速やかに通知できるよう、事務処理手順を改められたい。 （西部医療センター）		
2(2)	個人の行う講習に対する消費税等について 消費税法（昭和63年法律第 108号）及び地方税法（昭和25年法律第 226号）では、国内において個人が、給与所得ではなく事業の報酬として対価を得て行う役務の提供には消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）を課すこととされている。また、病院局においては、患者への健康指導等の目的のため、個人たる外部講師に緩和ケア講演等を依頼し、謝礼を支払っている。 これらの謝礼に関する検査調書兼支払伝票を調査したところ、病院局では、当該謝礼が給与所得に該当するか報酬に該当するか判断が難しい場合があり、消費税等の過少申告を避けるため、不課税で整理しているものがあつた。しかし、病院局に、不課税で整理していた事例のうち、役務の提供の対価が給与所得ではなく報酬と考えられ課税対象となる事例がないか確認したところ、一部に課税対象と判断できる事例があつた。 消費税等を過大に納付しないよう、課税対象と判断できる個人への謝礼について修正したうえで、課税・不課税の判断について整理されたい。 （東部医療センター、西部医療センター）	本件は、課税・不課税の判断についてマニュアル等がなく、担当者の判断に委ねられていたことが原因であつたことから、課税対象と判断できる個人への謝礼について修正したうえで、課税・不課税の判断について整理し、局内の事例に即したマニュアルを作成し、平成30年12月に局内周知を図りました。 （経理課、東部医療センター、西部医療センター）	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
3(1)	毒劇物の管理について 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第 303号）では、毒物または劇物（以下「毒劇物」という。）を業務上取り扱う者は、毒劇物の盗難や紛失を防ぐのに必要な措置を講じなければならないとされている。西部医療センター中央検査科の毒劇物等取扱いマニュアルでは、毒劇物の管理表に使用量及び現在量を記載すること及び年度末に管理責任者の決裁を受けること等を定めている。 中央検査室の毒劇物の管理状況を調査したところ、保管庫の施錠や責任者による鍵の管理等は行われていたが、劇物である 5%クロム酸液については、容器内の現在量が管理表の記載と一致していなかった。また、この管理表については、年度末の決裁を受けておらず、現在量との照合が実施されたかも確認できなかった。 毒劇物は健康に重大な影響を及ぼす危険があり、盗難や紛失によって悪用されるおそれもあるため、厳密に管理する必要がある。平成28年度に実施した保健所の定期監査や動物愛護センターの随時監査においても、毒劇物や毒薬及び劇薬について使用の記載の不備等を指摘したところである。毒劇物について、その管理の重要性を職員に再度周知するとともに、盗難や紛失に備え、内容量の変動が適切に把握できるよう管理方法を改善されたい。 （西部医療センター）	本件については、少量の使用量を体積で管理していたことが原因であったことから、平成31年 2月よりデジタルばかりを購入して重量で管理するように改善しました。また、中央検査科職員に対し毒劇物の管理を適切に行うよう改めて周知しました。 （西部医療センター）	措置済
3(2)	金券類等の管理について 会計規程では、金券類等の管理については金券類等出納簿により常にその状況を明らかにすることとしている。 金券類等の管理状況を調査したところ、西部医療センターにおいて、	ア 新たに62円切手を購入した際に出納簿の作成を失念していたことが原因でした。 イ レターパックライトを使用する際に出納簿に記載することなく払出をしたことが原因でした。 金券類等の管理については、受	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	以下の事例が見受けられた。 ア 62円切手 3枚が金券類等出納簿に記載されていなかった。 イ レターパックライトの現数が金券類等出納簿上の残高に対し 1枚不足していた。 金券類等は受払いの都度、金券類等出納簿に正確に記載し、適切に管理されたい。（西部医療センター）	払いの都度、金券類等出納簿に正確に記載するよう、監査結果とともに、改めて関係職員に周知しました。（西部医療センター）	
4	麻薬等専用印の取扱いについて 麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）、覚せい剤取締法（昭和26年法律第 252号）では、麻薬及び覚せい剤原料を譲り受ける際には、譲受人が押印した麻薬譲受証及び覚せい剤原料譲受証（以下「譲受証」という。）を、譲渡人へ交付しなくてはならないことが定められている。 麻薬等の購入に関する事務を確認したところ、譲受証を交付するにあたり、名古屋市病院局公印規程（以下「公印規程」という。）に定めのない麻薬等専用印を作成し、使用していた。麻薬等専用印は、施錠して保管されていたものの、印影の報告や使用認可簿の作成がないまま薬剤科で使用されており、公印に求められる厳正な管理がなされていなかった。 譲受証は、法令によって譲渡が厳格に規制されている薬品に係る証拠書類であり、不正使用や偽造を防止するため、公印規程に則った印を使用されたい。（東部医療センター） なお、本件については、麻薬等専用印を廃止及び処分したうえで、「名古屋市立東部医療センター病院長」という公印規程に則った運用をしている公印によって譲受証へ押印するよう改められ、必要な措置が講じられた。	（監査期間中に措置済）	措置済

平成30年監査公表第 5号関係分（平成30年 9月14日公表）

子ども青少年局・財政局（工事）

（平成31年 2月28日現在の状況）

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
2	産業廃棄物の適正な処理について 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第 137号）（以下「廃棄物処理法」という。）では、事業者はその事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないと定めている。また、産業廃棄物を適正に処理するにあたり、事業者が運搬又は処分を他人に委託する場合においては、運搬又は処分の許可を受けた者にそれぞれ委託し、当該委託に係る産業廃棄物の種類や数量等を記載した産業廃棄物管理票を交付しなければならないこととされている。 「西部児童相談所厨房グリストラップ及びレンジフードの清掃業務委託」では、施設内に設置されたグリストラップ内の清掃と併せて、堆積物の運搬及び処分を委託していた。この堆積物は産業廃棄物である汚泥に該当することから、事業者である子ども青少年局に対し適正に処理しているか確認したところ、堆積物が産業廃棄物であるとの認識がなく、廃棄物処理法に基づく運搬及び処分の許可を受けていない者と契約しており、産業廃棄物管理票の交付も行っていないかった。 産業廃棄物の処理については、これまでの他局の定期監査においても再三指摘しているところであり、このような事例が見受けられたのは誠に遺憾である。業務委託にあたっては、廃棄物が産業廃棄物に該当するかを確認し、産業廃棄物である場合は、運搬又は処分の許可を受けた者との契約や産業廃棄物管理票の交付など、事業者としての責務を認識し、廃棄物処理法に基づき適正に実施されたい。 （西部児童相談所）	本件は、グリストラップ内の堆積物が産業廃棄物の汚泥に該当するという認識がなかったことが原因です。 そのため、業務委託仕様書において、グリストラップ内の堆積物が産業廃棄物の汚泥に該当すること、その運搬及び処理については廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の関係法令に従って行うことを明記した上、平成30年12月 6日付で許可事業者と契約し、発注者が排出事業者として産業廃棄物管理票の交付を行い適正に実施しております。 また、産業廃棄物の指摘を受けて、再発防止のために、平成30年10月18日の公所長会において、子ども福祉課から全公所に対し、監査結果及び「廃棄物の処理委託について」（環境局平成30年 9月21日付文書）の説明を行い、産業廃棄物の処理を適正に実施するよう周知徹底しました。 （子ども福祉課、西部児童相談所）	措置済

平成30年監査公表第 5号関係分（平成30年 9月14日公表）

健康福祉局高齢福祉部・区役所・財政局

（平成31年 2月28日現在の状況）

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
1(1) ア	(1) 債権管理について 本市では、債権管理について名古屋市債権管理条例、名古屋市債権管理条例施行細則及び債権管理・回収の手引き等（以下「債権管理条例等」という。）で取扱いを定めている。債権管理条例等では、債権について、管理台帳（以下「債権管理台帳」という。）を整備し、履行期限までに履行しない者があるときは、期限を指定して書面により督促することとされているほか、債権の金額や督促状の発付日、債務者との交渉の経過を記録することなどが定められている。 なお、督促には、債務者に対する履行の請求としての効果のほか、時効中断や延滞金の徴収の前提要件になるなどの法的効果がある。 ア 介護保険料の債権管理について 介護保険課が作成した介護保険滞納整理マニュアルによると、介護保険料の滞納が発生した場合、区福祉課において滞納者ごとの相談記録票を作成し、催告日時、接触方法、折衝内容を記録することで世帯の状況を把握することとしている。催告の方法については、文書催告、電話催告、訪問催告があり、中でも電話催告が効果的であるとして優先している。また、電話催告、訪問催告による接触ができなかった場合は、別の曜日や時刻に改めて催告を行うこととしている。 区福祉課においては、収納率向上のため一定以上の所得がある滞納者に対して重点的に取組みを行っているため、今回の監査においては主にそれ以外の滞納者に係る債権の管理状況について調査したところ、中川区福祉課に	本件については、督促状を発付した上で、一定の所得がある方に対して重点的に催告を行っており、それ以外の滞納者への催告が不十分であったこと及び電話催告を行った際に相談記録票に相談時刻を記録することを失念していたことが原因でした。 係会において、この度の指摘内容を再確認し、滞納者に対して継続的に電話催告などを行っております。 また、電話催告を行った時刻を相談記録票に記録し、改めて催告を行う際に活用することも徹底してまいります。 （中川区福祉課）	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	においては、債権が時効により消滅する期間である 2年の間に電話催告、訪問催告が行われておらず、年に 3回介護保険システムから自動出力される催告書を用いた文書催告を繰り返している事例が見受けられた。また、電話催告を行っているものの、電話催告を行った時刻を相談記録票に記録していない事例が多数見受けられた。 平成29年度の本市における介護保険料滞納金額は約 7億 6,800万円であり、一定以上の所得がある滞納者に係る滞納分を除いた金額は、約 4億 9,000万円に上っており、被保険者間の負担の公平性を維持し、介護保険制度を安定して運用するために、収納状況の改善は重要な課題となっている。 中川区福祉課においては、長期間にわたり電話催告、訪問催告を行っていない者に対して電話催告などを行うとともに、電話催告を行った時刻を相談記録票に記録し、改めて催告を行う際に活用されたい。（中川区福祉課）		
1(1) イ	イ 老人福祉施設徴収金の債権管理について 老人福祉法（昭和38年法律第 133号）においては、65歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的理由等により、居宅において養護を受けることが困難な者などについて、市町村は、必要に応じて民間の老人福祉施設等に入所を委託することなどが定められている。なお、これに要する費用を支弁した市町村の長は、入所者又はその扶養義務者の負担能力に応じて、その費用を徴収することができるとされている。 老人福祉施設の徴収金に関する債権の管理状況について調査したところ、以下のような事例が見受けられた。 (ア) 債権管理台帳が作成されておらず、督促状の発付や催告が行われていないもの（昭和区福祉課）	(ア) 債権管理台帳で管理しておらず繰越済リストで把握していたことが原因であったことから、債権管理条例等に基づき、債務者との交渉経過、返済等の記録等を債権管理台帳に記載しました。また、該当債権につきまして、債務者宛に督促状の送付及び納付折衝を行いました。更に、債務者が既に死亡しているケースにつきましては、戸籍調査等を実施し、判明した相続人に対し督促状等を送付するなどしました。今後も適正な債権管理に努めてまいります。（昭和区福祉課） (イ) 本件については、組織的な債権管理への取組が不十分であったことから、担当業務の割振りにおいて「徴収金事務」を明確に位置付けました。今回の案件については時効の完成による不納欠損を行いました、	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	(イ) 債権管理台帳が作成されているものの、督促状の発付や催告が行われていないもの（中川区福祉課） (ウ) 債権管理台帳が作成されているものの、債務者との交渉経過の記録がないもの（守山区福祉課） 債権管理台帳に債務者との交渉経過を記録しないことや、督促状の発付や催告を行わないことにより、その後の債権回収が困難となるおそれがある。 昭和区、中川区及び守山区福祉課においては、債権管理条例等に従い、適正な債権管理を行い、指摘した事項について、今後、債権管理の不備が発生しないよう具体的な対応を検討されたい。	今後、未納が発生した際には、速やかに督促状の発付や催告を行います。（中川区福祉課） (ウ) 債権管理台帳には、電話や面談など直接債務者と折衝を行った記録を記載するものと認識していたため、催告書の発付などについて台帳への記録をしておりませんでした。 ご指摘を受けまして、現在は台帳に記録をするよう改めました。（守山区福祉課）	
2(1)	敬老金の支給手続について 本市では、多年にわたり社会の進展に寄与した高齢者に対し感謝の意を表するとともに、その長寿を祝うことを目的として、名古屋市敬老金支給要綱に基づき、数え88歳の方には 3,000円、数え 100歳の方には 30,000円の敬老金を現金で支給している。平成29年度における支給実績は、45,072,000円（10,659人）であり、高齢福祉課の作成する手引（以下「手引」という。）に基づき、原則、民生委員の戸別訪問により支給を行い、不在等により民生委員が支給できなかった場合は、後日、区福祉課職員が支給を行っている。 こうした中で、平成29年 9月に西区福祉課において 7人分の敬老金計 21,000円が紛失した事例を受けて、今回調査対象とした区福祉課における敬老金の支給事務手続を調査した。 その結果、区福祉課の支給事務の状況について、現金の個別封入時における複数人による確認方法、区福祉課職員と民生委員との間における書面による現金の受渡確認及び区福祉課におけ	（監査期間中に措置済）	

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	る敬老金保管高の管理簿の作成といった点について、現金の管理上必要となる確認手続が手引に明記されておらず、区役所によって運用が異なっており、市として統一的な運用が定められていなかった。 敬老金支給事務は、多額の現金の保管及び外部持ち出しを伴う点で、紛失等のおそれが高いため、厳正な管理が徹底されるよう、管理簿の作成等の確認手続を手引に明記し、市として統一的な運用を定められたい。 （高齢福祉課） なお、本件については、監査期間中に高齢福祉課により管理簿の作成等の確認手続が手引に明記され、必要な措置が講じられた。		
2(2)	民生委員児童委員協議会補助金について 本市では、地域福祉の積極的な推進を図ることを目的として、民生委員児童委員協議会補助金交付要綱（以下「民児協補助金要綱」という。）に基づき、各学区の民生委員児童委員協議会（以下「民児協」という。）に対して補助金を交付しており、その事務手続を区民生子ども課が行っている。 補助対象については、民児協補助金要綱において、各学区の民児協における定例会の会場使用料、研修会の会場使用料・講師謝礼、敬老会行事等の経費などが列挙されている。視察研修を行った場合には、制度所管課である高齢福祉課（当時）から各区民生子ども課宛の通知において、各学区の民児協は視察先と研修内容を事業実績報告書に記入し、補助金の精算報告時に区民生子ども課へ提出することとされている。 各学区の民児協から区民生子ども課に提出された事業実績報告書を調査したところ、補助対象とされた視察研修について、視察先の記載はあるもの	本件については、事業実績報告書の記載内容の確認及び委員への記載方法の周知が不十分であったことが原因であることから、平成30年 7月 5日の会長連絡会議で周知しました。今後も事業実績報告書の記載内容の確認を徹底し、記載方法についても、会長連絡会等を通じて周知、指導を行ってまいります。 （中川区民生子ども課） 本件については、事業実績報告書の記載内容の確認及び委員への記載方法の周知が不十分であったことが原因です。 監査を受け、各学区の民生委員児童委員連絡協議会会長向けの補助金の説明会を実施し（平成30年10月11日実施）、指摘を受けた事項について改めて注意喚起を行いました。 さらに、2月の民生委員児童委員協議会会長連絡会（平成31年 2月12日実施）において、今年度の補助金の精算報告と来年度の補助金申請書類の提出依頼の際に、注意点のお知らせ、質疑応答も含めた説明を行いました。 また、今後とも精算報告時における	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	の、研修内容が記載されていない事例が見受けられた。 平成27年 5月15日に公表された健康福祉局の監査結果において、適正な補助金の交付について意見を付したところであり、事業実績の確認は公金支出の適正を判断する重要な手続であることを踏まえ、精算報告時における事業実績報告書の記載内容の確認を徹底されたい。 （中川区民生子ども課、 守山区民生子ども課）	事業実績報告書の記載内容を十分確認するよう努めます。 （守山区民生子ども課）	
3(1)	敬老パス臨時乗車証の管理簿について 本市では、高齢者の社会参加を支援し、高齢者の福祉の増進を図るため、65歳以上の希望者に対して所得に応じた負担金を徴収し、市営交通機関、ゆとりーとライン及びあおなみ線（以下「対象交通機関」という。）を無料で利用することができる敬老パスを交付している。 敬老パスの盗難や紛失等があった場合には、区福祉課又は支所区民福祉課の窓口において再交付申請を行うことができるが、再交付には一定期間を要するため、再交付申請の期間中であっても対象交通機関を無料で利用することができる敬老パス臨時乗車証（紙券）（以下「臨時乗車証」という。）を交付している。 この事務については、高齢福祉課が作成する名古屋市敬老パス事務取扱要綱及び敬老パス事務担当者会資料において、取扱いが定められており、臨時乗車証の交付の際には、敬老パス臨時乗車証交付管理簿（以下「臨時乗車証交付管理簿」という。）を作成し、交付状況を記載し管理することとされている。 今回の監査では、臨時乗車証交付管理簿による臨時乗車証の管理方法について調査した。その結果、臨時乗車証交付管理簿には交付番号や氏名等の記載による払出し状況は記録されている	本件については、平成30年 9月 1日に名古屋市敬老パス交付事務取扱要綱を改正し、臨時乗車証の受高及び払高を記録し、決裁により確認するよう「敬老パス臨時乗車証（新規交付申請用）出納簿」及び「敬老パス臨時乗車証（再交付用）出納簿」を定めるとともに、同日付で各区福祉課・支所区民福祉課あて事務連絡を发出し、臨時乗車証を金券類に準じて厳正に取り扱うよう改めました。 （高齢福祉課）	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	ものの、受高及び残高については記録がなく、決裁等により確認する様式とされていなかった。 臨時乗車証は、利用金額の上限がなく、示された有効期間内であれば対象交通機関を無料で利用することができることから、金券類に準じた厳正な管理が必要である。 高齢福祉課においては、事務の効率性を考慮しながら臨時乗車証が金券類に準じた厳正な取扱いとなるよう改められたい。 （高齢福祉課）		
3(2)	老人福祉施設入所者に係る遺留金品の管理について 老人福祉法（昭和38年法律第 133 号）においては、65歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的理由等により、居宅において養護を受けることが困難な者などについて、市町村は、必要に応じて民間の老人福祉施設等に入所を委託することなどが定められている。 この入所者が死亡した場合において、葬祭を行う者がいないときは、市町村が、入所先の老人福祉施設等にその葬祭を行うことを委託することができることとされており、この場合、死者の遺留の金銭及び有価証券等（以下「遺留金品」という。）を葬祭に要する費用に充てることができることとされている。 本市では、老人福祉法第27条による遺留金品取扱要綱（以下「遺留金品要綱」という。）において、区福祉課で遺留金品を保管する場合には、遺留金品整理簿（以下「整理簿」という。）を作成することとされている。なお、現金については、確認日の翌日までに歳入歳出外現金の保管金として納入し、その他の遺留金品については、区福祉課長が封印のうえ保管し、その後相続人の調査を行うこととされている。 遺留金品要綱に基づく遺留金品の管	ア 遺留金品を整理簿で管理することを徹底していなかったことが原因です。当課にて保管していた遺留品については、現在、相続人が判明しており、整理簿で管理しています。 今後は相続人への意向確認や、必要に応じて相続財産管理人の選任等を行ってまいります。 （守山区福祉課） イ 本件は、遺留金品として現金を受領した際に、歳入歳出外現金として管理する取扱いを失念していたことが原因であり、指摘後、ただちに歳入歳出外現金として受入処理を行いました。（平成30年 7月 4日実施） （北区福祉課） イ 遺留金品として現金を受領した際に、歳入歳出外現金としての取扱いを失念していたことが原因です。遺留金品要綱に基づく取扱い及び管理方法について所属内で再確認しました。 該当事例については、平成30年 5月に相続人に遺留金品の引き渡しを行いました。（昭和区福祉課） ウ 本件は、遺留金品を保管する際に封印の上保管する取扱いを失念していたことが原因です。指摘後、改めて現場確認書との照合を行い、封筒	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	理の状況について調査したところ、以下のような事例が見受けられた。 ア 遺留金品を金庫で保管しているものの、整理簿に記載がなく、発生の経緯等が不明となっているもの（守山区福祉課） イ 遺留金品である現金を歳入歳出外現金の保管金として納入することなく、金庫内で保管しているもの（北区福祉課、昭和区福祉課） ウ 遺留金品を封筒に入れ金庫等で保管しているものの、区福祉課長の封印がされていないもの（北区福祉課、中村区福祉課、昭和区福祉課、中川区福祉課、守山区福祉課） また、これらの事例のほかに、区福祉課が葬祭を行うことを委託した際に、預貯金を葬祭費に充てる取扱いについて、遺留金品要綱には定められていないことから、金融機関の協力のもと預貯金の払戻しを行い、葬祭費に充てている事例がある一方で、預貯金の払戻しまでは行っていない事例が見受けられ、区役所によって取扱いが異なっていた。 遺留金品は遺族に引き渡すため、一時的に管理している物であり、盗難や紛失のおそれがあることから、適正に管理する必要がある。守山区福祉課においては、発生の経緯等が不明となっている遺留金品について速やかに調査されたい。北区、中村区、昭和区、中川区及び守山区福祉課においては、遺留金品要綱に従い適正に管理されたい。 預貯金を葬祭費に充てる取扱いについて遺留金品要綱に記載がなく、区役所によって取扱いが異なることから、制度所管課である介護保険課においては、取扱いを遺留金品要綱に明記され	で保管している遺留金品については福祉課長による封印を行いました。（平成30年 7月 4日実施）（北区福祉課） ウ 遺留金品取扱要領が周知されていなかったことから、直ちに課長以下全職員で要領を確認し、福祉課長が遺留品を確認のうえ封印、保管するよう取り扱いを変更しました。（中村区福祉課） ウ 遺留金品を保管する際に封印の上保管する取扱いを失念していたことが原因です。遺留金品要綱に基づく取扱いについて改めて課内で見直し、管理方法について所属内で再確認しました。 封筒に入れ金庫等で保管していた遺留金品について、区福祉課長による封印を行いました。（昭和区福祉課） ウ 本件については、正しい管理方法を認識していなかったことが原因であり、封筒で保管している遺留金品については直ちに区福祉課長の封印を行うとともに、職員に周知をしました。（中川区福祉課） ウ 正しい管理方法を認識していなかったことが原因です。区福祉課長の封印がなされていなかったことにつきましては、指摘を受けて封筒で保管している遺留金品については現任の区福祉課長の封印を実施しました。（守山区福祉課） 区福祉課が葬祭を行うことを委託した際に、預貯金を葬祭費に充てる取扱いについて、遺留金品取扱要綱に定められておらず、区役所によって取扱いが異なっていたため、預貯金の払戻しを行うよう要綱を改正しました。（平成30年 8月31日実施） 遺留金品の管理が適正に行われてい	

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	たい。さらに、遺留金品の管理が適正に行われていない事例が多く、区役所で見受けられたことから、遺留金品の取扱いについて全ての区役所の状況を確認し、指導されたい。 （介護保険課）	ない事例が多く、区役所で見受けられたことについては、平成30年 8月 8日に全ての区役所を対象に自主点検とその結果の報告を指示し、また、平成31年 2月18日から25日にかけて遺留金品の保管等を行っている区役所を対象に実地調査を行い、状況の確認と指導を行い、区役所の遺留金品の管理を徹底しました。 （介護保険課）	
4	介護保険料の口座振替手続について 中川区福祉課において、別人のデータ入力画面に口座情報を入力したこと及び入力結果の照合作業に確認漏れがあったことにより、約 9年間にわたり別人の口座から介護保険料を引き落としていたという事務処理誤りが、平成30年 3月に判明した。これを受けて介護保険課は、全ての区役所に対し調査を行い、同様の誤りが発生していないことを確認した。また、口座振替依頼書等とデータ入力の結果が記載された一覧表による照合作業を複数名で行うこと及び口座振替対象者のリストによる新たな照合作業を行うことが、課長会議の場で周知された。 今回の監査において調査したところ、介護保険課が作成した介護保険料業務別研修テキスト（以下「テキスト」という。）には、照合作業を複数名で行うことは記載されておらず、また、新たな照合作業についても、適宜口座情報に誤りがないか確認することと記載されているのみであり、確認する内容、方法及び頻度について明記されておらず、周知された内容が反映されていなかった。 また、区福祉課における介護保険料の口座振替手続の事務処理状況について調査したところ、北区、中村区及び港区福祉課においては、テキストにより毎月行うことと定められている、口座振替依頼書等とデータ入力の結果が記載された一覧表による照合作業が行われていない状況であった。	本件は、区独自の照合作業を実施していたため、介護保険課が作成したテキスト通りの照合作業を行うよう改善しました。（平成30年 6月18日実施） （北区福祉課） 入力時の確認作業を複数人で行うことにより、データ入力の結果が記載された一覧表による照合作業を省略できると誤認していたことから、直ちにテキストに従い一覧表と申請書類による照合作業を行う取り扱いに修正しました。 （中村区福祉課） 入力時に複数人で確認作業を行うことにより、データ入力の結果が記載された一覧表による照合作業を省略できると誤認していたことが原因であったことから、平成30年 6月20日の係会にて指摘内容の周知を行うとともに、本件事務担当者に照合作業を確実にを行うよう指導し、現在はテキストに沿った事務を行っています。 （港区福祉課） （監査期間中に措置済） （介護保険課）	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	介護保険課においては、照合作業を複数名で行うこと及び新たな照合作業について確認する内容、方法及び頻度をテキストに明記されたい。 （介護保険課） 北区、中村区及び港区福祉課においては、テキストに従い照合作業を実施されたい。 （北区福祉課、中村区福祉課、港区福祉課） なお、監査期間中にテキストへの明記が行われ、介護保険課については必要な措置が講じられた。		

平成30年監査公表第 5号関係分（平成30年 9月14日公表）

健康福祉局・財政局（工事）

（平成31年 2月28日現在の状況）

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
1	福祉都市環境整備指針に基づいた案内用図記号の表示について 福祉都市環境整備指針（以下「整備指針」という。）では、誰もが安心して利用できるよう標準的な技術的基準を定めている。平成29年 3月に改定された整備指針は、公共建築物における一般用トイレの便房内に乳幼児を連れた利用者などに配慮した設備を設置した場合は、トイレの出入口付近や便房の戸に当該設備が備わっている旨を案内用図記号により表示することなどを定めている。 健康福祉局が発注した保健所における一般用トイレの改修工事において、案内用図記号の表示などが整備指針に基づいているか確認したところ、以下のような事例が見受けられた。 ア 「名東保健所トイレ改修建築工事」では、便房内までベビーカーが利用できる改修などを行っていたが、トイレの出入口付近にベビーカーが利用できる旨の案内用図記号が表示されていなかった。 イ 「中川保健所トイレ改修工事」及び「中川保健所富田分室トイレ改修工事」では、便房内に乳幼児用いすを設置していたが、トイレの出入口付近に乳幼児用いすが備わっている旨の案内用図記号が表示されていなかった。 本件のように一般用トイレの改修などを行う際は、安心して利用できるよう利用者に配慮した設備が設置されている旨を、トイレの出入口付近からわかりやすく表示する必要があると考えられる。健康福祉局は、整備指針を所管しているにもかかわらず、改定された整備指針の具体的な表示を十分認識して整備していなかった。改定された	（監査期間中に措置済み）	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	整備指針に基づき速やかに改善された。 （保健医療課） なお、健康福祉局においては、指摘に基づき平成30年 8月までにトイレの出入口付近に案内用図記号を表示した。		
2	産業廃棄物の適正な処理について 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第 137号）（以下「廃棄物処理法」という。）では、事業者はその事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないと定めている。また、産業廃棄物を適正に処理するにあたり、事業者が運搬又は処分を他人に委託する場合においては、運搬又は処分の許可を受けた者にそれぞれ委託し、当該委託に係る産業廃棄物の種類や数量等を記載した産業廃棄物管理票を交付しなければならないこととされている。 「厚生院における設備管理業務委託」では、当施設における冷暖房設備の機器点検、消防設備の法定点検及び保守業務などと併せて、グリストラップ及び雑排水槽内の清掃と堆積物の運搬及び処分を行う清掃業務を委託していた。その堆積物は産業廃棄物の汚泥に該当するため、事業者である健康福祉局に対して適正に処理しているか確認したところ、事業者としての認識がなく、廃棄物処理法に基づく運搬及び処分の許可を受けていない者と契約しており、産業廃棄物管理票の交付も行っていなかった。なお、運搬及び処分については受注者が許可を受けた者に委託し、産業廃棄物管理票の交付を行っていた。 産業廃棄物の処理については、これまでの他局の定期監査においても再三指摘しているところであり、このような事例が見受けられたのは誠に遺憾である。産業廃棄物の処理を委託する場合は、運搬又は処分の許可を受けた者	本件は、産業廃棄物処理を伴う委託業務における排出事業者としての責務についての認識不足及び関係法令の理解不足が原因です。 今回の指摘を受けて、厚生院においては、契約事務及び監督業務を担当する全ての職員に対して周知を行い、平成30年10月 9日付でグリストラップ及び雑排水槽内の堆積物の運搬及び処分について運搬又は処分の許可を受けた者と直接契約を締結し、発注者が排出事業者として産業廃棄物管理票の交付を行い適正に実施しております。 また、産業廃棄物の指摘を受けて、再発防止のために、関係法令を遵守し産業廃棄物の処理を適正に実施するように、監査結果を局内全課室に送付し周知しました。今後、毎年度当初に実施する経理担当者研修において指摘事項を周知徹底することとしました。 （総務課、厚生院）	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	との契約や産業廃棄物管理票の交付など、事業者としての責務を認識し、廃棄物処理法に基づき適正に実施された (厚生院)		

令和元年外部監査公表第 1号

地方自治法第 252条の38第 6項の規定に基づき教育長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

令和元年 6月 5日

名古屋市監査委員	中 里 高 之
同	橋 本 ひろき
同	黒 川 和 博
同	小 川 令 持

平成30年外部監査公表第1号関係分（平成30年 2月15日公表）

教育委員会事務局

（平成31年 2月28日現在の状況）

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
第4 1(1) ウ	使用する領収印について 現在では、現金出納員の印、高等学校長の印、学校の印と3種類の印鑑が使用されている。入学料免除者からは学校徴収金だけを収受し、市の歳入となる金額の収受はゼロなので、現金出納員の印を使用すべきではない。（学事課）	本件については、現金出納の取り扱いについての認識不足が原因であり、学校徴収金だけを収受する場合については、市の歳入を収受していないので、現金出納員の印を使用しないよう、平成30年 9月に通知して、周知徹底しました。（学事課）	措置済
第 4 3(1)	備品管理について ア 備品の除却漏れ 各高等学校において任意に抽出したサンプルについて現物実査を実施した結果、物品管理システムに登録されているが、物品の現物が確認できないものが図表 4ー 5 のとおり存在した。 本来、物品を処分する際は、名古屋市会計規則（以下「会計規則」という。）第 142条等を根拠とした「学校事務の手引き」記載の方法に基づき、除却処理を行う必要があるが、除却処理が行われていない場合、明らかになった時点で速やかに物品管理システムの修正を行う必要がある。 （表省略） イ 備品小票 各高等学校の備品を現場視察した結果、図表 4ー 6の事項が発見された。 会計規則第 138条に基づき「学校事務の手引き」では、「備品は備品小票（会計規則第97号様式）を付して、これを整理しなければならない。」としている。ただし、備品小票を付することが困難なものについては、焼印、墨、ペイ	アについて、備品の除却漏れについては会計規則第 146条に基づく検査時に会計規則第 142条による不用の決定が適正に行われなかったことが原因であったことから、今後は適正に処理を行うよう関係職員に周知することで今後の再発防止を図りました。（平成30年 3月22日及び 4月 4日開催職員会議周知） また指摘のあった物品については平成30年10月 1日に物品管理システム上から除却処理をし、修正を行いました。 イについて、備品小票の未貼付及び記載文字が薄いものについては平成30年 3月30日に備品小票を貼付しました。 なお、本件は会計規則第 146条に基づく検査が不十分であったことが原因であり、今後は適正に検査を行うよう関係職員に周知することで今後の再発防止を図りました。（平成30年 3月22日及び 4月 4日開催職員会議周知）（若宮商業高校）	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	ント等を用いて品名、備品番号及び学校（園）名を記入し、又は帳簿に形質寸法等を詳細に記入して現物と対照できるようにしなければならない。」とされている。 備品小票が貼付されていない場合は、学校の物品であることが明確にならず、物品検査の際に現物と台帳の照合が確認できない。また、備品小票への印字が薄い場合においても現物確認が困難であり、物品検査に必要以上に時間を要すると推測される。このため、必要事項を明瞭に記載した備品小票を貼付すべきである。 （向陽高校、桜台高校、富田高校、山田高校、名東高校、西陵高校、名古屋商業高校、若宮商業高校、中央高校）		
第 5 1(13) ウ (エ)	学校徴収金のクラス費について 工芸高校では、学校徴収金を徴収する際、生徒一人当たりの徴収金額の合計がきりの良い金額になるよう、端数をクラス費の名目で徴収している。クラス費は主に学園祭のクラスで使用するTシャツ制作費に使用される。クラス費はまず学校徴収金の口座に入金され、クラスごとの通帳に振り分けられる。振り分けられたクラス費の通帳管理は教頭が行うが、収支管理は各担任がしており、収支結果を年度末に校長決裁を踏まえて、保護者に報告している。しかし、事前の購入並びに支出伺い書は作成されず、担任が通帳内で資金管理を行っている。学校徴収金からクラス費に振替える際の支出伺い書は決裁されているが、それは単なる資金移動に過ぎず、費用支出負担行為の際に決裁をとるべきである。また、支出項目の請求書、納品書、領収書が保管されていないため、金額の妥当性は検証できず、資金の紛失リスクもある。 以上より、出納簿の作成や請求	本件は、物品購入等の支出の際、事前に伺いを提出し、承認を得ることになっているところ、定められた伺い書の書式がないまま各担任が事前承認を得ることなく行われていたことが原因であったことから、平成30年10月1日に書式を作成し、現在は事前の購入並びに代金支払い伺いの書式を使用して、事前の承認のもと購入、支払手続きを行うとともに、同伺いに綴じる形で請求書、納品書、領収書の管理・保管を行うように改めました。（工芸高校）	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	書、領収書、納品書等の各種証憑の 保管をされたい。（工芸高校）		

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6条第 1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第 3項において準用する同法第 5条第 3項の規定により次のとおり公告します。

令和元年 6月 3日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

エディオン東海通店

名古屋市港区七番町 1丁目 2番 1 ほか 5筆

2 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前			変更後		
名 称	代表者の氏 名	住 所	名 称	代表者の氏 名	住 所
名エンエステイト(株)	代表取締役 青木 秀樹	名古屋市港区七番町 1丁目 1番	変更なし	変更なし	名古屋市西区那古野一丁目36番16号

3 変更の日

平成31年 4月10日

4 変更した理由

住所変更のため

5 届出の日

令和元年 5月 8日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和元年 6月 3日から同年10月 3日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和元年10月 3日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6条第 1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第 3項において準用する同法第 5条第 3項の規定により次のとおり公告します。

令和元年 6月 3日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

カネスエ木場店

名古屋市港区木場町 8丁目51番 ほか 4筆

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称

変更前	変更後
ヤマナカ木場店	カネスエ木場店

(2) 大規模小売店舗の所在地

変更前	変更後
名古屋市港区木場町 8丁目51番地 外 4筆	名古屋市港区木場町 8丁目51番 ほか 4筆

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

No.	変更前			変更後			変更年月日
	名 称	代表者の氏 名	住 所	名 称	代表者の氏 名	住 所	
1	(株)ヤマナカ	代表取締役 中野 義久	名古屋市東区葵三丁目 15番31号	—	—	—	平成 30年 8月 19日
2	(株)ユニコ	代表取締役 原 邦之	埼玉県坂戸市八幡二丁目 9番 9号	—	—	—	平成 30年 8月 19日

3	(株)セリア	代表取締役 河合 宏光	岐阜県大垣 市外渕 2丁 目38番地	変更なし	代表取締役 河合 映治	変更なし	平成 26年 6月 24日
4	—	—	—	(株)カネスエ 商事	代表取締役 牛田 彰	愛知県日進 市浅田町平 池 260番地	平成 31年 2月 28日

3 変更の日

- (1) 店舗の名称については、平成31年 2月28日
- (2) 店舗の所在地については、令和元年 5月 9日
- (3) 小売業者については、2(3)で既述

4 変更した理由

- (1) 店舗の名称については、名称の変更のため
- (2) 店舗の所在地については、誤記修正のため
- (3) No. 1及びNo. 2の小売業者については、退店のため
- (4) No. 3の小売業者については、代表者の変更のため
- (5) No. 4の小売業者については、入店のため

5 届出の日

令和元年 5月 9日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和元年 6月 3日から同年10月 3日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和元年10月 3日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和元年 6月 3日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

カネスエ木場店

名古屋市港区木場町 8丁目51番 ほか 4筆

2 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者	開店時刻		閉店時刻	
	変更前	変更後	変更前	変更後
(株)カネスエ商事	午前 9時30分 (年間 100日 は午前 9時00分)	午前 8時00分	午後10時00分	変更なし
(株)セリア				

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	変更前	変更後
建物西側平面駐車場	午前 9時00分（年間 100日は午前 8時30分）から午後10時30分まで	午前 7時30分から午後10時30分まで

3 変更の日

令和元年 5月31日

4 変更する理由

来店客の利便性向上のため

5 届出の日

令和元年 5月 9日

6 届出書等の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

港区役所情報コーナー及び南区役所情報コーナー

7 届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和元年 6月 3日から同年10月 3日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和元年10月 3日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6条第 1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第 3項において準用する同法第 5条第 3項の規定により次のとおり公告します。

令和元年 6月 5日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

テックランド名古屋千種店

名古屋市千種区内山 1丁目2001番

2 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前			変更後		
名 称	代表者の氏 名	住 所	名 称	代表者の氏 名	住 所
ジェイアール東海不動産(株)	代表取締役 平澤 純一	東京都港区 港南二丁目 1番95号	変更なし	代表取締役 馬場 誠	変更なし

3 変更の日

平成30年 6月29日

4 変更した理由

代表者の変更のため

5 届出の日

平成31年 4月22日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和元年 6月 5日から同年10月 7日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和元年10月 7日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和元年 6月 5日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤマナカ則武専門店

名古屋市中村区松原町 2丁目61番 ほか 3筆

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の所在地

変更前	変更後
名古屋市中村区松原町 2丁目61 外 3 筆	名古屋市中村区松原町 2丁目61番 ほか 3筆

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前			変更後		
名 称	代表者の氏 名	住 所	名 称	代表者の氏 名	住 所
ジェイアール東海不動産(株)	代表取締役 平澤 純一	東京都港区 港南二丁目 1番95号	変更なし	代表取締役 馬場 誠	変更なし

3 変更の日

(1) 店舗の所在地については、平成31年 4月22日

(2) 設置者については、平成30年 6月29日

4 変更した理由

(1) 店舗の所在地については、誤記修正のため

(2) 設置者については、代表者変更のため

5 届出の日

平成31年 4月22日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和元年 6月 5日から同年10月 7日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和元年10月 7日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和元年 6月 5日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤマナカ則武店

名古屋市中村区松原町 3丁目33番 ほか 3筆

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の所在地

変更前	変更後
名古屋市中村区松原町 3丁目33 外 3 筆	名古屋市中村区松原町 3丁目33番 ほか 3筆

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前			変更後		
名 称	代表者の 氏 名	住 所	名 称	代表者の 氏 名	住 所
ジェイアール東海不動産(株)	代表取締役 平澤 純一	東京都港区 港南二丁目 1番95号	変更なし	代表取締役 馬場 誠	変更なし

3 変更の日

(1) 店舗の所在地については、平成31年 4月22日

(2) 設置者については、平成30年 6月29日

4 変更した理由

(1) 店舗の所在地については、誤記修正のため

(2) 設置者については、代表者変更のため

5 届出の日

平成31年 4月22日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和元年 6月 5日から同年10月 7日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和元年10月 7日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

土地改良区の役員の就任の公告

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区の役員が次のように就任した旨の届出がありました。

令和元年 6月 7日

名古屋市長 河 村 た か し

1 小川土地改良区

(1) 就任役員

理事	小島 勝廣	名古屋市港区小川一丁目 131番地
理事	高岸 松栄	名古屋市港区小川四丁目17番地

名古屋市緑政土木局都市農業課

職員の懲戒処分

地方公務員法（昭和25年法律第 261号）の規定により、次の者を令和元年 6 月 7日懲戒処分に付した。

令和元年 6月 7日

名古屋市交通局長 河 野 和 彦

所属及び補職名	処分の内容	処 分 理 由
交通局自動車運輸主事	停職 3月	地方公務員法第29条第 1項第 1号、 第 2号及び第 3号